

## 第一百六十二回

## 参議院厚生労働委員会会議録第十六号

平成十七年四月二十一日(木曜日)  
午前十時開会

## 委員の異動

四月二十日

## 辞任

狩野 安君  
前川 清成君  
谷合 正明君

## 補欠選任

国井 正幸君  
蓮 舟君  
草川 昭三君

出席者は左のとおり。

## 理事

## 委員長

## 理 事

## 委 員

岸 岸宏一君

政府参考人

厚生労働省医政局長

厚生労働省保険局長

水田 邦雄君

岩尾總一郎君

川邊 新君

岩尾總一郎君

新君

水田 邦雄君

岸宏一君

正幸君

敬三君

泰弘君

孝史君

清彦君

坂本由紀子君

清水嘉与子君

中島 真人君

中原 基之君

西島 爽君

藤井 博彦君

英利君

中村 敏栄君

足立 信也君

朝日 惠弘君

小林 正夫君

柳澤 光美君

蓮 柳田君

草川 昭三君

小池 晃君  
福島みずほ君

○委員長(岸宏一君) 理事の補欠選任についてお詫びいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岸宏一君) 異議ないと認めます。

それでは、理事に国井正幸君を指名いたします。

○委員長(岸宏一君) 次に、政府参考人の出席要

求に関する件についてお詫びいたします。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省医政局長岩尾總一郎君外一名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岸宏一君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

○委員長(岸宏一君) 次に、臨床検査技師、衛生

検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(岸宏一君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、狩野安さん、前川清成君及び谷合正明君が委員を辞任され、その補欠として国井正幸君、蓮舫さん及び草川昭三君が選任されました。

○委員長(岸宏一君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

質を担保し、検査の正確性を確保するための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、法律の題名を臨床検査技師等に関する法律に改めるものとすること。

第三に、臨床検査技師の名称を用いて行う生理学的検査については、厚生労働省令で定めるものとすること。

第四に、衛生検査技師の資格は廃止するものとし、衛生検査技師の免許を受けている者については、業務を継続して行うことができるとしてすることとします。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(岸宏一君) 以上で趣旨説明の聴取は終了しました。

○委員長(岸宏一君) おはようございます。民主党の足立信也君 おはようございます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○足立信也君 おはようございます。民主党の足立信也でございます。

昨年の臨時国会の当委員会の席で、この法案、委員長提案で、どうも審議なしで衆参とともに通過するような気配だと。この問題は審議は絶対に必要だと、その点を強く申し上げて、その御理解がいただけだんだと思いますが、理事の方、先生の方々始め御理解いただいて、私に質問の機会を与えられました。どうもありがとうございます。

まず、お聞きいたしました。  
ただいま提案理由については御説明がございました。その中で、臨床検査技師の定義の中で、医師の「指導監督の下に」という文言を医師の「指示の下に」、そのように変えた改正の目的は何か。言葉を換えますと、これによつて何がどう変わる期待しておられるのかと、その点をお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(鷹下一郎君) 今先生からの御指摘は、医師の「指導監督の下に」というものを医師の「指示の下に」というふうに、こう変えた目的等についていかがなるものかと、こういうような話でございますけれども、もとより、臨床検査技師そのものは、主として患者の診療を行う言わば主治医若しくは臨床医から生理学的検査について指示書又は口頭によつてオーダーを受けまして、これを確實に履行していくと、こういうような立場でありますので、その臨床検査技師の立場を正確に表現をしていく、こういうようなことが必要だと、こういうふうに言われていたわけでございます。また、理学療法士さらには作業療法士等、その他の医療関係資格の多くが、法律上、医師等との関係については指示の下にということでお業務を行つていくと、こういうようなことが原則になつてゐるわけであります。

こういうようなことで、臨床検査技師がその業務を行つ際の立場及びその医療関係資格業務に関する規定の表現との、まあある意味で均衡といふこと、これによつて何がどう変わると、こういふようなことに相なつたわけでございます。

○足立信也君 言葉を換えて私が聞き直した部分、これによつて何がどう変わると、それから立場を考えると、それはよく分かりますが、「指導監督の下に」ということが「指示の下に」ということに対する答えは得られておりません。

ほかの業種との均衡を図ると、それによつて何がどう変わると、それから立場を考えてください。

○衆議院議員(鷹下一郎君) これは、先生の御疑

問のことと、いうのは、指示と指導監督どちらがある意味で拘束力が強いのかと、こういうようないふることもお考えになつてゐるんでしようけれども、全体的なことでありますと、この意味での、言つてみれば主治医からの指示と、それから指導監督との間に差はない、こういうような解釈であろうというふうに思います。

○足立信也君 笑いが出ております。

差はない、たゞほかの業種との均衡を図つた、ただそれだけですか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) この法改正の基になりました、になるんだろうと思います、私どもの方で臨床検査技師・衛生検査技師に関する在り方等検討会と、いうのを開いておりまして、平成十五年の六月に中間取りまとめを受けております。

その中で、この指示あるいは指導ということについて議論されておりまして、その中の検討会でのやり取りを見ると、いわゆる臨床医がそのオーダーを出すわけですが、多くは指示書ということで渡される、あるいは依頼されるということ、それから、今提案者が言いましたように、他の職種と医師との関係で指示とすべきという話、それから、指示とした場合であつても、検査の侵襲性に応じて具体的な指示から包括的な指示までの幅を持った解釈を認めるべきという意見と、患者検査項目の特定が指示であり、検査の業務は技師の責任で行うものというような考え方出たといふことです、様々この部分についての議論があつたようです。

加えて、その指導監督という表現も再考すべき

ところでも、この部分については大方の意見の流れになつたというような当時の報告書をいただいております。

○足立信也君 今の医政局長のお話で、実情に合

わせるようするということと、それから指導監督と指示の文言の意味するところの違いと、そこ

の二点に分かれ、そのように思います。

○足立信也君 今の医政局長のお話で、実情に合

わせるようするということと、それから指導監

度、これは省令です。医政局長による通知には、

臨床検査技師制度ができてすぐ、指導監督と、

言葉は強過ぎると、そこで解釈を求めた。その結果、医務局長が、今私が申し上げたような通知を出してきた。その指導監督という言葉の意味、その解釈は今も妥当であると、そのようにお考えですか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 先生御指摘のよう

に、臨床検査技師を加えて四十五年に法律が改正されたわけですが、この改正法の施行に際して旧医務局長通知が出ております。

先ほど先生がお話ししたように、オーダーを出

してやり取りをするという、いわゆる臨床検査の業務というのが、検査業務の個々について個別的、具体的な指示を行つわけじゃなくて、一般的、包

括的な業務の調整を行うことを意味するという解釈を出したわけございまして、こういう解釈と

いうのは、指導監督の解釈として現在でも私どもは適当と考えております。

○足立信也君 個々の法令のその文言の解釈とい

問のことと、いうのは、指示と指導監督どちらがある意味で拘束力が強いのかと、こういうようないふることもお考えになつてゐるんでしようけれども、全体的なことでありますと、この意味での、

言つてみれば主治医からの指示と、それから指導監督との間に差はない、こういうような解釈であろうというふうに思います。

方等検討会の議事録を全部持つております。全部読みました。その中で、指導監督の下という表現は従属性な文言なので、放射線技師と同様に、医師又は歯科医師の指示の下にとしたい、しかし途中では、指示よりもっと拘束力の弱い、主体性を持つる指導という言葉を使おうとした、ところが最終的には、医師の指示書によつて検査をしているんだから指示。これは、臨床検査技師会の方としては半分思いが通らなかつたというような会議の流れです。

そこで、その自主性あるいは主体性、裁量といふこと、まずこの点についてお伺いします。

昭和四十五年、臨床検査技師法ができたときですけれども、十二月三日の医務局長の通知で、臨床検査技師の定義の中の医師の指導監督、この意味を、検査業務の個々について個別具体的な指示に従うことではなく、一般的、包括的な業務の調整を行うことである、そのように通知がされました。

これは、その当時の流れをまた追つてみますと、临床検査技師制度ができてすぐ、指導監督といふこと、まずこの点についてお伺いします。

そこで、その指示あるいは指導ということについて議論されておりまして、その中の検討会で

五年の六月に中間取りまとめを受けております。

その中で、この指示あるいは指導ということについて議論されておりまして、その中の検討会で

五年の六月に中間取りまとめを受けております。

うことなので、それはそのまま生きていると

いう判断だと思います。

「法令用語の常識」というものでは、指導は、拘束までを課するものではなく、相手方に採否の選択を許す余地がある。指示よりも軽く、弱い。

監督というのは、監視し、必要に応じ指示命令等をすること、指揮監督、指導監督ともいう。指示

というのは、指揮よりは法律的には拘束力のニュアンスが弱く、軽く、従うか従わないかを勝手に選択できるほどの自由はないということになつております。先ほどの通知の説明と相当な相違があると私は思います。これは、「法令用語の常識」というところに出ております。

この法案が関係するのは、どう考へても医療関係者。その中で、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練は実地の指導監督の下に行つていう文言があります。

さらにもう一つ、昨年四月から始まりました卒後臨床研修の必修化を規定した新医師臨床研修制度、これは省令です。医政局長による通知には、指導医による研修医への指導とは、指導医が研修医を直接指導することだけではなく、指導医の指導監督の下、上級医が研修医を直接指導することも想定している、このように書いております。

医療関係者はこういうものを見て、特に昨年四月以降、研修医が病院に回つてくる、これは直接指導する、指導する側の人間を大学あるいは大きな病院に確保しなければならない。それが地域の中核病院から医師がどんどん撤退していった一つの原因でもあるんです。私も大学においてまして、これに応じられるように指導医を何とかして集めようということをやつてきました。

先ほどの、現在も妥当だと思われたことと、今、医政局長名での通知、臨床研修に関する通知と整合性がありますか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) まず、最初の外国医師の臨床研修の件でございますが、外国の方

ですので、言葉の問題とかそういうことがあります

人の医師に付いていただく指導医については実地

の指導監督ということで規定しておりまして、共

同で医業を行うということですから、四十五年通

知で示しているこの指導監督の解釈とそこはない

というふうに思っております。

それから、昨年始まりました臨床研修でござい

ますけれども、臨床研修の指導医が研修医に指導

を行なうとしておりますけれども、これは既に指導

医の方も医師の資格を持つておりますし、それか

ら研修医も医師の資格はございます。したがいま

して、研修医に対して教育上の指導を行うとい

ことを指しておるわけとして、必ずしもその臨床

研修指導医が研修医に付きつきで研修を行うと

いうことまでを求めているものではございません。

したがいまして、この臨床検査技師の業務の解

釈の部分、指導監督の解釈とのそこは生じないと

いうふうに考えております。

○足立信也君 今までの話を聞きになつて、大

部分の方が、それは一般常識ではちょっと離れて  
いるんじゃないかと思われたんだと思ひます。こ  
れ以上は、解釈の問題なので多分堂々巡りになる  
と思いますから言いませんが、私は、今回の改正  
の目的は、やはり臨床検査技師さんの主体性、裁  
量性を高めようということだと思いますし、私は  
そのこと自体は賛成なんです。その点と、先ほど  
実情に合わせてと、そういうことがございましたので、  
その点について、実情について伺つておきます。

その前に、法改正で厚生労働省令で定めるとさ  
れる生理学的検査ですね。この中には超音波検査  
と磁気共鳴画像検査が含まれていると、そのよう  
に解釈してよろしいですか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 結構です。

○足立信也君 実情に合わせてということに絞つ  
ておきます。

現在、超音波検査で、臨床検査技師さんのみで  
行つておる割合、医師のみが行つておる割合、技  
師と医師が共同して行つておる割合、それぞれ教  
えてください。並びに、磁気共鳴画像検査で、臨

床検査技師が行つておる割合、放射線技師が行つ

ておる割合について、それぞれ教えてください。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 御指摘の超音波の

検査は、医師、歯科医師、臨床検査技師、そして

MRIの検査ですが、これは医師、歯科医師、放

射線技師、臨床検査技師などが法律上行なうことが

できます。身分法上は優先順位がございませんし、

それから医療機関ごとに、だれが検査するかとい

うのは、そのときのその病院の状態ですとかそれ

から患者の緊急性ですか様々な要件があると思

いますので、だれが検査をするかというのは、多

分その医療機関ごとで適切に判断しているものと

思います。

したがいまして、先生御指摘のような割合、現

実に状況を把握するということは多分困難ではな

いかというように思つております。

○足立信也君 鴨下委員長の目的の中、指示と

いうことの、指示書を出しているということの実

情に合わせるということ、実際、検査に携わつ

ておることの実情に合わせると、両方の意味が

あつたと思うんです。その実情が把握できないと

いう今の説明です。

現状がこうだからその現状に合わせるのが目的

であると、でもその現状は分かつてない、どちら

えられていない。それでよろしいんでしょうか、

委員長。

○衆議院議員(鶴下一郎君) 現状が正確に数字的

に言わば把握できていないというようなことにつ

いては多少私も問題かなとは思いますが、ただ、

それが生じるといふと、そう言つてみれば変

化をするというようなことではないんだろうとい

うふうに思いますので、正確に、これから、例え

ば独自に判断をして検査をやつておるというよう

なことがないようないいようなことは今後行政

いうようなことについては、これはもう原則でござりますので、その辺は御理解をいただきたいと  
いうふうに思います。

○足立信也君 その診断ですね。最終的な診断に

お話をします。質問もします、説明が多くなるかもしれません。

私は、臨床検査技師さんが今後担つていく検査

は超音波検査と細胞診だと、そのように認識して

おります。そこでかなりの将来性が開けておるん

だと、そのようにとらえております。

この後は、ちょっと超音波検査について絞つて

お伺いをいたします。

先ほど、臨床検査技師制度ができるとき、生理

学的検査には心電図検査、心音図検査、脳波、筋

電図、基礎代謝、呼吸機能、脈波そして超音波検

査の八項目でした。そのときの、先ほど医務局長

通知で指導監督の意味合いが出たわけですけど、

じゃ當時、超音波検査にはどのようなものがあり

ましたか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) この臨床検査技師

制度が創設されたのが昭和四十五年ごろで、

ちょっとある会社の歴史を見させていただきまし

たが、昭和四十四年にAモードの超音波診断装置、

Aモードというのは、先生の時代はもうすべての

画面で出でてきているかと思いますが、多分スリッ

ト一枚だけの幅でしか読みなかつたような超音波

の機械だらうと思っております。そして同時に、

子供の心拍が分かるようなドップラーの機械がで

きたとかいうのがござります。それから、四十六

年に、今度はBモードだから少しワイドバンドの  
ものが出てきたと、あつ四十七年ですか、に機械  
が完成したということがありますので、ちょうど  
その検査技師制度ができた前後にかかる機械が出  
てきたものというふうに承知しております。

○足立信也君 分かりにくいと思いますので、詳  
しく話をします。

四十五年当時は、今おっしゃつたように一枚の

写真として、まあ写真というか、出てくるわけ

の中で努力していかなければいけないんだろうと  
思いますが、最終的な判断が医師が行うと

これはやつぱり行政側に、その通知行政とい

うか、その部分を改善しなければ

いなかつたんじゃないかという思いが一つござります。その点についてはいかがでしょう。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 先ほど言いました

ように、その四十五年の通知は、個々の検査業務の個別的、具体的な指示じやなくて、一般的なあるいは包括的な業務の調整を行うものと、いうふうに言っておりますが、先生御指摘のように、機器

が新しくなれば、当然そういうものを業として仕事をする方々を教える検査技師の学校の養成所とします。ですから、生理機能の検査という項目、非常に授業時間が増えたことも承知しておりますし、その教育内容というのも、当然検査方法が変わればその進歩に応じて見直されてきたわけでござります。

私ども、その資格を認定するために国家試験を行いますけれども、こういう検査方法が非常に一般的になつてくれれば、当然そういう当該検査に係る問題を出題することになりますので、通知の内容は、先ほど言った、我々解釈の変更をする必要はないと思つていますし、また、そういう技師の方々、免許を取得した方々についても、少なくとも質の担保がされているという状況にありますので、問題はなかつたのではないかというように思つています。

○足立信也君 その点については大臣の感想も伺いたいなとは思つんですが、まずは先に行きます。診断についてです。最終的な診断の責任、もちろん診断すること自体も医師にあるわけで、責任は全部医師にあるわけです。その診断について言います。

今回の法案は、先ほど言いましたように、やはり臨床検査技師さんの主体性、裁量性を高めるものだと思います。これについては私は賛成だと繰り返して言います。

現在、超音波検査はどういうふうになつていてかといふと、完全に二極化しているんですね。まず、健診業務で行われるような超音波検査、それから、患者さんが病院に訪れたときに、取りあえ

ずおなかを診ておきましたよう、何か病気があるかもしれません、いわゆるスクリーニング、そういう検査なんです。で、専門家が携わっている最終確定診断の一つの装置というところえ方。この二極があるんですね。そして、検者、検査をやる人間の能

力によつてその診断力というのがすごく差があ

る。これはもうお分かりだと思います。

例え、先ほど放射線技師さんの話が出ました。

エックス線を撮つて、例えば胸のレントゲンを撮つて診察室に来ます。で、我々医師は、これは何とかです、骨折がありますとか、そういうふうに、これは何とかですと診断します。ところが、

超音波画像はリアルタイムではなく、もちろん診察室にLANが引かれていてそれが動画で全部見られれば話は別ですが、静止画像が数枚送られてきて、そこで診断となつた場合に医師はどう言つたか。胆石があるようですが、あるいは何々だ

そうです、何々みたいで。これは診断ではないんですね。そして、胆石が明らかにある場合、胆

石が明らかにある場合、胆石ですとそれは言いま

す、超音波画像、静止画像を見て。患者さんが次に聞いてくるのは、じゃ、がんはありませんか。

医師はどういうふうに答えるか。見ていないから分かりません、あるかもしれません。その次に来る

のは、もう一度やりましょか、もう少し時間掛けてしっかりやりましょか、そういうふうになつてくるんですね。ちょっと横道にそれるかもしれないが、患者さんというのはそういうものなんですね。

胆石の後発の方、それから胆のうがんの後発の方、これは同じリスクですよ。スリーフと言われますけれどもね。フォーティーないしはファイフ

ティーズ、四、五十歳以上、フィーメル、女性、

ファットイー、小太り、これは同じなんですね、やはり見てないとはつきりしたことは言えません

ということになるわけですよ。そこで、もう一度

やりましょ、疑いがあるかもしませんからも一度やりましょと。これそのまま従つてください。

それから、例えば乳房の超音波、乳がんの精査などでは、これは検査、超音波を当てるだけといふよりも診療の意味が非常に強いんですね。例えば、乳腺の中に超音波画像でどうも腫瘍のようないのがあつた場合、これががんであるかないかと診断するときには、押さえてどれぐらい形が変わったというのをやるんです。これはやらなきやいられないんですね。やり過ぎると転移を誘発する可能性があるんです。また、同じように見える画像でも、中には化膿した巣、膿瘍ですね、を見ていらっしゃる場合がある。これを圧迫し過ぎると悪化させる。そういう診療という面もかなり含まれているんですよ。

もう一つ、これは数年前ですけれども、やはり同じような事態で、胆石があるという、これは静止画像で分かつたわけですね。実は胆のうがんもあった。でも、自分が見ていないわけですから、胆石はありますと、もう一度もつと詳しい検査をやりましょと。患者さんは、胆石だったら、痛みました。こういうことを起こさしてはいけないという思いが非常に強くあるんです。

おとといの質問で、私は今後の医療政策を何点か挙げましたが、まず無駄を省くことが絶対に必要なと思うんですね。スクリーニングという意味合いは確かにあります。でも、これは何かあるかもしれない、試しにやってみなきやいけない、そういうものは本来健診であつて、診療、医療ではないんですね。診断をするために私は思つてますし、その分野で臨床検査技師さんがこれから研さんを積んで伸びていく分野があるんだと、業務独占できる分野なんだ、そのように私は思つてます。

そこで、先ほどいろんな、なぜこれほど機器が開発され、発展してきたのに、通知も変わらず、その内容も変わらずやつてきたのかということを質問いたしまして局長の答弁を伺いましたが、大臣の見解はいかがでしようか。

○国務大臣(尾辻秀久君) お話を伺いながら私が理解いたしましたのは、いずれにいたしましても医療現場でありますから、その担当のお医者さんが責任を持つてやつておられる、最善の方法を全くされる、そのことはいささかも変わりはないわけ

でございまして、そして、この通知においてお示ししておることも結局そういうことだと思いま

す。

具体的に、何もそのお医者さんが、今の超音波検査のことを言っておられますけれども、完全に

次にある精密検査なんだという認識になつております。

それから、例えば乳房の超音波、乳がんの精査などでは、これは検査、超音波を当てるだけといふよりも診療の意味が非常に強いんですね。例えば、乳腺の中に超音波画像でどうも腫瘍のようないのがあつた場合、これががんであるかないかと診断するときには、押さえてどれぐらい形が変わったというのをやるんです。これはやらなきやいられないんですね。やり過ぎると転移を誘発する可能性があるんです。また、同じように見える画像でも、中には化膿した巣、膿瘍ですね、を見ていらっしゃる場合がある。これを圧迫し過ぎると悪化させる。そういう診療という面もかなり含まれているんですよ。

もう一つ、これは数年前ですけれども、やはり同じような事態で、胆石があるという、これは静止画像で分かつたわけですね。実は胆のうがんもあった。でも、自分が見ていないわけですから、胆石はありますと、もう一度もつと詳しい検査をやりましょと。患者さんは、胆石だったら、痛みました。こういうことを起こさしてはいけないという思いが非常に強くあるんです。

おとといの質問で、私は今後の医療政策を何点か挙げましたが、まず無駄を省くことが絶対に必要なと思うんですね。スクリーニングという意味合いは確かにあります。でも、これは何かあるかもしれない、試しにやってみなきやいけない、そういうものは本来健診であつて、診療、医療ではないんですね。診断をするために私は思つてますし、その分野で臨床検査技師さんがこれから研さんを積んで伸びていく分野があるんだと、業務独占できる分野なんだ、そのように私は思つてます。

そこで、先ほどいろんな、なぜこれほど機器が開発され、発展してきたのに、通知も変わらず、その内容も変わらずやつてきたのかということを質問いたしまして局長の答弁を伺いましたが、大臣の見解はいかがでしようか。

○国務大臣(尾辻秀久君) お話を伺いながら私が理解いたしましたのは、いずれにいたしましても医療現場でありますから、その担当のお医者さんが責任を持つてやつておられる、最善の方法を全くされる、そのことはいささかも変わりはないわけ

でございまして、そして、この通知においてお示ししておることも結局そういうことだと思いま

す。

具体的に、何もそのお医者さんが、今の超音波検査のことを言っておられますけれども、完全に

付きつきりで検査をしてくださいということ今まで  
はお願いをしないというような意味だと私はこの  
通知を読みながら解釈しておりますけれども、  
それであれば何も変える必要がないということを  
今言つておる、このことに間違いはないんだろう  
というふうに理解をいたします。

ただ、今の先生のお話でありますけれども、超音波検査のやり方について、お医者さんがもう一度の検査、付きつきで横で見ておることがいいのか、いいのかというか、その方がより効率的なのか、あるいは検査技師の皆さんのが見ておられた問題ありますと、ふうに思われたところをドクターが判断される方が全体として効率的なのか、その辺の御議論は今後の御議論だらうと思いますので、また私どもも、それはその御議論を聞かせていただきながら検討をさせていただきたい、こういうふうに思います。

○足立信也君 そうなんですね。やっぱり文言変える、その裏にある意味は、正しいところはあるので、また私どもも、それはその御議論を聞かせていただきながら検討をさせていただきたい、

がもう二十数年間超音波検査にかかわってきておりますが、私を指導して、あるいは切磋琢磨しながら技術を磨いてきたという方は臨床検査技師の方です。名前を出していいのかちょっと分かりませんが、高野さんとおっしゃいます。彼と本当に頑張りながらやつてきました。

ととらえるんであれば、それは技師さんの裁量を高めるような方向性にあって、しかも、そこに彼らの生きる道があるんだと私は思っていますから、そうあるべきだと思う。でも、それによつて無駄なことが増えるような、あるいは誤りが増えようなことを決してつくってはいけないと。それは私の責任でもあるし、厚生労働省の責任でもある、その思いが強い、そのことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○小池晃君　日本共産党の小池晃です。

最初、政府にお聞きしますが、臨床検査技師の検査業務、これはもう技術の進歩、あるいはその複雑な検査機器を使わなければいけない、それから厳密な精度管理の下で仕事を、膨大な件数の検査を実施しなければならない。そういう意味では本当に質の向上を図っていくことは非常に大事だと思うんですが、最初に、二〇〇一年から二〇〇四年までの臨床検査技師学校、養成所の数と定員数をお示しいただきたいのと、どれだけの養成を厚

私は、やはり一定の目標というのは国として持つてこの養成に当たっていくということは必要なものではないかと思うんですが、大臣、その点での御見解をお聞かせください。

○國務大臣(尾辻秀久君) 臨床検査技師の役割が大きくなっているというのはそのとおりでござります。ただ一方、聞いてみますと、検査業務の自動化が進んでいる、機械化が進んでいる、したがつて、今のところ臨床検査技師が不足しておるということにもならない。こうなると、さあどうするんだということになるわけですが、ただ、まあ先生のお話は、しかし必要な人たちだし、役割も大きくなっているんだから、国が目標等を定めるべきだろうというお話でしょうが、今のところ、繰り返しになりますが、局長が申し上げましたように不足をしておるという声を聞かないものですから、目標を設定することは考えてはいいません。ただ、今後は見守っていただきたいとい

○足立信也君 そうなんですね。やっぱり文言変更する、その裏にある意味は、正しいところはあるけれども、やはり危険性を伴うものはその段階で何らかの規制を新たに加えておかないと方向性を間違ってしまうという危惧が私にはあります。

すべて医師が付き合って云々というお話を今ございましたが、私、筑波大学関係で十年ほど働いておりましたが、一〇〇%医師が検査にかかるております、超音波検査。そして、今週月曜日、私は健康診断やつたんですが、東大の三内から来ていました、と思われます先生に聞きました。東大も一〇〇%医師がやっていますと。そういうことを、クリニックではなく、やっぱり診断ということになつた場合は、それはそんないべきだと私は思つてゐるんですね。

実は私、一年生議員ではあります、もう本会議や委員会で十回ほど質問をやつておりますが、実は今日が一番緊張しているんです。

それは私は、臨床検査技師さんの中にも、学会の中でも認定施設を作つて超音波検査士という資格がございます。非常に優秀な方、私なんかよりもはるかにできるなという方も一杯おられます。私

私は、その当時、学年で急逝された、心筋梗塞で急逝されたわけですけれども、かなりセンセーションでショックな出来事でした。今回、この法案の検討に当たって臨床検査技師会の会長さんにお会いしましたけれども、それほどの方を御存じではなかつたようで、そのことに對してもショックを受けましたし、臨床検査技師さんにとって、超音波というものをどのように考えてるのかということを改めて強調しなければいけないという思いを強く持つたんです。

そして、彼の靈前でも、一件たりとも無駄な検査はしないと、患者さんが一度超音波検査室に来たら最終診断までおれはきちんと付けると、それまではこの検査をきちんと育てていくということを誓つておりますので、その点で、多少感傷的にはなつて申し訳ないんですが、今、現状をきちんと

○政府参考人(岩尾總一郎君) 臨床検査技師の養成施設ですが、文部科学大臣の指定する大学と厚生労働大臣が指定する養成所がございます。

平成十三年、五十九施設で二千九百五十四人、平成十四年、五十六施設、二千八百五十四人、平成十五年度、四十五施設、二千三百四十四人、平成十六年度、三十八施設、二千百四人と減少しております。新たに免許を受ける者の数は、おおむね三千人前後で推移していると思われます。

また現在、臨床検査技師として免許を受けてい る者は、平成十五年現在、全国でおよそ十五万人おります。医療機関で働いている者は、平成十四年時点です五万四千人程度、このほか衛生検査所で働いている者もおりますが、現時点では臨床検査技師の供給が不足しているという声は聞いておりません。したがって、その供給目標等を示すといふことは今考えておりません。

さらに、先ほど議論になりました「指導監督」を「指示の下に」と今回改正する問題について次にお聞きをしたいんですが、まず、繰り返しにならざるかもしれません、政府の方にお聞きをしたいのですが、そもそも「指導監督」というふうにした理由をお示しいただきたいと思います。

○政府参考人(岩尾總一郎君) これは昭和三十三年の議員提案の衛生検査技師法の制定当时に入つた言葉と承知しております。

当時の国会の会議録によれば、他の医療関係係員格法における医師の指示という言葉とおおむね同様の意味として医師の指導監督とした模様ですけれども、詳細についてはちょっと承知しておりません。指導監督の内容というのが、指導と最終的な責任を持つということで、検査現場の、検査業務の現場に立ち会つて監視するという意味ではない

とどちらえるんであれば、それは技師さんの裁量を高めるような方向性にあって、しかも、そこに彼らの生きる道があるんだと私は思っていますから、そういうべきだと思う。でも、それによつては無駄なことが増えるような、あるいは誤りが増えるようなことを決してつくってはいけないと。そ

○國務大臣(尾辻秀久君) 臨床検査技師の役割が  
　　ている中で、学校は定員は減っているんですね。  
私は、やはり一定の目標というのは国として持つ  
てこの養成に当たっていくということは必要なもの  
ではないかと思うんですが、大臣、その点での御  
見解をお聞かせください。

いという記録もあります。

○小池晃君 提案者にお聞きをしたいんですが、先ほど提案者は、指導監督を指示に変えてでも拘束力といふ点では変わらないんだという、そういうお話をあつたんですが、これも先ほど同僚議員から指摘あつたように、「法令用語の常識」というのを見ますと、これは、指導というのは本質的に相手方に対する法的拘束力はない、指示の場合のよう、相手方がこれをそのとおり遵守すべきことも期待されていないと、指導という言葉と指示を比べると、指示に比べてこれらの言葉の拘束力は更に弱くかつ軽いということになっている。ですから、指導監督が指示に変わるということは、これは純粹に言葉の意味で見れば、やはりその権限というのはこれは変わってくるということになるんじやないですか。

○衆議院議員(鶴下一郎君) 今先生のお話では、むしろ指示の方が少し緩くなるんじゃないかと、こういうようなお話をされけれども、これ、法の第二条の医師の指導監督について、こういふことと、これは昭和四十五年の通知において、指導監督は、臨床検査技術又は衛生検査技師の行う検査業務の個々について個別的、具体的な指示を行うことではなく、一般的、包括的な業務の調整を行うと、こういうようなことを意味していると、こういうような考え方で示されておりまして、先ほど足立委員にも答弁を申し上げましたけれども、同様の趣旨から、これは臨床検査技術が業務を行うときに、他の言わば医療関係資格の業務に関する規定の表現とある意味で横並びと、こういうようなことでいうと、指示に見えるといふようなことが、先生おつしやるよるに、権限あるいは医師からの指示、指示若しくは指導監督といふようなことで差異があるかどうかといふことについては、実質的には差異は生じないと、こういうふうなことで考えております。

○小池晃君 差異が生じないということなんですが、若干、私の下にも不安の声というか疑問の声が来ていまして、病理診断にかかるドクターな

んかは、指示の下ということになると、医師の指示があれば、基本的に細胞診あるいは胃や大腸の生検を行つた場合に診断まで行うことができる

声まで来ているんですが、この点、技師さんの果たしている技術的な独自性と診断における医師の責任ということは明確にこれはすべきことだと思います。ですが、その点、お願いします。

○衆議院議員(鶴下一郎君) 先生も御承知でお話しになつておられるんだらうと思いますけれども、今回の中でも医師の指示の下に行うと、こういう回の改正でも医師の指示の下にしておりますし、言わば細胞診など腸管の生検の診断、こういうようなことはもう一義的にそもそも診断でありますから、これは医師法の規定によって医師が独占的に行うと、こういうふうに思います。

○衆議院議員(鶴下一郎君) それから、臨床検査技師の検査項目十六項目となつていますが、省令というふうに今回変える理由について。

それから、新しい生理学的な検査項目出てきた場合に、これ厚労省の判断だけで機械的に取り組むのではなくて、やはり関係団体などとの協議を行つべきだと思つんですが、その点いかがでしょうか。

○衆議院議員(鶴下一郎君) 今回の改正では、臨床検査技師の行う生理学的検査の規定を政令委任けれども、同様の趣旨から、これは臨床検査技術が業務を行うときに、他の言わば医療関係資格の業務に関する規定の表現とある意味で横並びと、こういうふうなことでいうと、指示に見えるといふふうに考へております。

○小池晃君 はい、分かりました。

今後のことを持ちつと政府に残りお聞きしたいんですが、業務独占の範囲なんですかねども、検査技師の行う検査技術、あらゆることで急速な発展、進歩をしているわけですから、そういう中で、ある意味で迅速に、なつかつ患者さんの方に立つて即応できるようなことが必要だらうと、こういうふうな考え方であります。

ただ、そういう中で行つていく、先ほど先生おつしやつておられるように、生理学的検査の項目については、これはその都度、言つてみれば関係の団体との協議をしていく、こういうふうなことはもう

もちろんのことでありますし、そういう専門的な職能団体との間で協議をしつつ進めていくと

人と言わせていますが、今回資格廃止ということで雇用の不安が生まれないかといふこともあると思うんですが、その点どのように考えておられるか、教えてください。

○衆議院議員(鶴下一郎君) 今回の改正では衛生検査技師の資格を廃止すると、こういうようなことでござりますけれども、経過措置を設けておりまして、引き続き衛生検査技師の名称を用いて微生物学的検査などの業務は継続でありますと、こういうふうに思ひます。

それから、新しい生理学的な検査項目出てきた場合に、これ厚労省の判断だけで機械的に取り組むのではなくて、やはり関係団体などとの協議を行つべきだと思つんですが、その点いかがでしょ

うか。

だから、新しい生理学的な検査項目出てきた場合に、これ厚労省の判断だけで機械的に取り組むのではなくて、やはり関係団体などとの協議を行つべきだと思つんですが、その点いかがでしょ

うか。

○衆議院議員(鶴下一郎君) また、法の施行の際に、現に衛生検査技師の免許を受けている者については臨床検査技師国家試験の受験資格の特例を設けておりますので、段階的に、そういうような意味での雇用不安が生まれないようないい配慮はなされているものと、こういうふうに考へております。

○小池晃君 検体検査の結果いかんでは本当に人体に影響を及ぼすわけですから、私はやはり人の命、健康ということを優先した考え方でこの問題にも臨んでいくべきだ、今後の検討を求めるといふふうに思つております。

時間ないんですが、輸血の問題もちょっとお聞きしたかったんですねけれども、やはりこの間、輸血療法の実施指針の中でも、管理体制強化するところを厚生労働省としては方針として持つておられる。実態いろいろと聞くと、大学病院あるいは国公立病院などで輸血の専門部が整つているのかどうかと聞いたたら、余り厚生労働省としては把握していないこともあります。これ、この分野でも本当に技師さんの活躍の分野というのがあると思いますので、強化をしていく必要があると

いうふうに思つておきます。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 先ほど申し上げま

した平成十五年六月にまとめた中間取りまとめの在り方検討会の中間取りまとめでは、臨床検査技師の業務独占分野の拡大についてと、この問題を持つた者が行なうことが望ましいが、法律上の具体的な位置付けについては更に慎重な検討を行なうべきという報告になつております。

そういうことから、私どもが考えますと、検査が業務独占にならない理由としては、無資格者による当該検査行為の罰則の対象とする強い規制を必要とするほど現状で不都合が生じているかといふことについての慎重な検討、検証が必要であろう。それから、そもそも人体より採取された検体の検査行為そのものが、医師の医学的判断及び技術を持つてするのでなければ人体に危害を及ぼすあるいは及ぼすおそれのある行為、いわゆる医行為とは言ひ難いのではないかといふ点があります。

ただ、そういう中で、ある意味で迅速に、なつかつ患者さんの方に立つて即応できるようなことが必要だらうと、こういうふうに考へるんですが、そ

感染症の有無を見るために輸血前と後で検査を行うことを通知しました。これ検査を行う必要があると通知があるんですけれども、これ実際その検査を行った場合に、輸血前も輸血後も保険の適用になるのかということについてお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(水田邦雄君) お答えいたします。

御指摘の指針と申しますか、平成十六年九月の医薬品局長通知、輸血療法の実施に関する指針

がございますけれども、この指針に従いまして、輸血後肝炎それからヒト免疫不全ウイルス感染に關しまして、医師が感染リスクを考慮し、感染が疑われる場合に肝炎ウイルス関連マークー検査など、又はHIV抗体検査を実施したとき、保険診療上、当該検査料を算定できることとなつてござります。

○小池晃君 終わりますが、医療機関の現場では保険適用されるのかどうかということが分からないうといふ声も上がっていますので、是非、社会保険事務局や支払基金にも改めて周知徹底をお願いしたいと思います。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。法案について質問する前に一点お聞きをいたします。

四月一日、朝日新聞に、中央省庁の一部の審議会で任命されている常勤委員の四二・四%が官僚OBで占められていると、常勤者の月給が、会長ポストが百三十万円、委員は百十四万円ということで、常勤の四割を占めるという。結局、官僚OBが審議会に入り、審議会が独立性を本当に持っているのかということが問われる数字だと思います。

厚生労働省の下にあります審議会についてお聞きをいたします。

十二個審議会があるわけですが、常勤の委員がいるのは労働保険審査会、社会保険審査会です。委員数は九人ですが、労働保険審査会の常勤六名のうち官僚OBは何名でしようか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 二名であります。

○福島みずほ君 この新聞では、労働保険審査会は六人の常勤委員のうち四人となつておりますが、なぜ二名なんでしょうか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 恐らく新聞の誤りであります。

○福島みずほ君 社会保険審査会六名の常勤のうちOBは何名でしようか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 今のお尋ねは社会保険審査会でありますか。

○福島みずほ君 はい。

○国務大臣(尾辻秀久君) これは常勤委員六名のうちの二名でございます。

○福島みずほ君 非常勤の数は昨日教えていただきましたが、何名OBがいるかについては教えていただいておりません。それ教えてください。

○国務大臣(尾辻秀久君) 今のお尋ねのことは、厚生労働省が所管する審議会の委員のうちの非常勤委員についての数でございましょうか。

○福島みずほ君 いや、のうちのOBの数です。

○国務大臣(尾辻秀久君) はい、分かりました。

それでは申し上げます。

まず、社会保障審議会、委員一十六名でござりますが、そのうちの一名でございます。それから、厚生科学審議会は委員三十名のうち一名でござります。労働政策審議会は委員三十名のうち一名であります。医道審議会が委員一十八名のうち一名が委員十八名のうち一名でございます。中央最低賃金審議会が委員二十九名のうち二名でございます。

以上でございます。

○福島みずほ君 どこにもOBが入つていらっしゃるわけですが、常勤の会長あるいは委員の月給はお幾らでしょうか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 個々の委員の年収又は手当支給額につきましては、これは個人に関することです。医道審議会が委員一十八名のうち一名が委員十八名のうち一名でございます。中央最低賃金審議会が委員二十九名のうち二名でございます。

○福島みずほ君 これは税金によって賄われています。

るお金ですので個人情報ではありません。税金がどう使われているかですので、常勤の会長の月収を教えてください。

○国務大臣(尾辻秀久君) お答えできる範囲でお答えを申し上げたいと存じます。

○福島みずほ君 労働保険審査会及び社会保険審査会の委員の、常勤委員の俸給月額につきましては特別職の職員の給与に関する法律で定められておるものでございまして、そこに明記されておりますのでその数字を申し上げます。百一万二千円でございます。

○福島みずほ君 労働保険審査会と社会保険審査会に常勤の委員がいらっしゃるわけですが、それぞれ六名中二名が官僚OBということでした。また、他の審議会は非常勤の人ばかりなのですが、それぞれ必ずOBが入つております。なぜOBを必ず入れる必要があるのでしょうか。

○国務大臣(尾辻秀久君) それぞれの審査会の役割がござりますけれども、それぞれ今、社会保険審査会と労働保険審査会についてお述べになつたわけでありますけれども、こうしたものというのは準司法的な事務を取り扱うという職務の性格がありますし、それから勤務実態等に照らしてどうしても常勤委員が充てられる、充てざるを得ないということがますござります。

○福島みずほ君 その中で、その委員はどういう形で任命されるかといいますと、どうしても職務の専門性に照らしまして社会保険及び労働保険等に関する学識経験を有する者を国会の同意を得て任命することとされておるわけでございますが、実務に関する審査が多い、あるいはまた、冒頭申し上げましたように準司法的な事務を取り扱うという職務の性格、そうした中で、やはり何人かは厚生労働省出身者がいることがふさわしいというふうに判断をして任命いたしております。

○福島みずほ君 これは国会同意人事でもあったりするわけですが、常勤の会長あるいは委員の月給はお幾らでしょうか。

○衆議院議員鷹下一郎君 今回の改正では、衛生検査技師の資格を取得するための特例について、特例を定める期間はどのくらいでございますか。

○衆議院議員鷹下一郎君 今回の改正では、衛生検査技師の資格を廃止すると、こういうようなことに伴いまして、経過措置として、改正法の施行時において現に衛生検査技師の免許を有する者たちについて現に衛生検査技師の免許を受験できる特例を附則第二条で設けておるわけでありま

して、この特例は、法施行日の二年後の年度末まで、こういうようなことになつております。ちなみに、もし平成十八年の四月に法が施行されるとすれば平成二十一年の三月まで国家試験は受

官僚OBが審議会に入るとの是非について、また委員会で質問あるいは議論していきたいといふふうに考えております。是非、再考をよろしくお願ひいたします。

本法案についてお聞きをいたします。

実は個人的なことですが、私は姉が臨床検査技師でありますので非常に身近な感じがいたしました。非常に素朴な質問で済みませんが、なぜ衛生検査技師を廃止するのでしょうか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 一つは、臨床現場で様々な技術の高度化ですかが進んできたわけです。非常に素朴な質問で済みませんが、なぜそれだけお見えになつたのですか。

○福島みずほ君 これは労働保険審査会と社会保険審査会についてお述べになつたわけですが、それぞれ六名中二名が官僚OBということでした。また、他の審議会は非常勤の人ばかりなのですが、それぞれ必ずOBが入つております。なぜOBを必ず入れる必要があるのでしょうか。

○国務大臣(尾辻秀久君) それぞれの審査会の役割がござりますけれども、それぞれ今、社会保険審査会と労働保険審査会についてお述べになつたわけでありますけれども、こうしたものといふのは准司法的な事務を取り扱うという職務の性格がありますし、それから勤務実態等に照らしてどうしても常勤委員が充てられる、充てざるを得ないということがますござります。

○福島みずほ君 その中で、その委員はどういう形で任命されるかといいますと、どうしても職務の専門性に照らしまして社会保険及び労働保険等に関する学識経験を有する者を国会の同意を得て任命することとされておるわけでございますが、実務に関する審査が多い、あるいはまた、冒頭申し上げましたように準司法的な事務を取り扱うという職務の性格、そうした中で、やはり何人かは厚生労働省出身者がいることがふさわしいというふうに判断をして任命いたしております。

○福島みずほ君 これは国会同意人事でもあったりするわけですが、常勤の会長あるいは委員の月給はお幾らでしょうか。

○衆議院議員鷹下一郎君 今回の改正では、衛生検査技師の資格を廃止すると、こういうようなことに伴いまして、経過措置として、改正法の施行時において現に衛生検査技師の免許を有する者たちについて現に衛生検査技師の免許を受験できる特例を附則第二条で設けておるわけでありま

して、この特例は、法施行日の二年後の年度末まで、こういうようなことになつております。ちなみに、もし平成十八年の四月に法が施行されるとすれば平成二十一年の三月まで国家試験は受

験可能と、こういうようなことになつております。

○福島みずほ君 衛生検査技師は、実習などをどうなるのでしようか。研修機関などはどうなるのでしようか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 教育施設であります大学等におきましては、病院等が実習施設として定められております。実習において指導に当たる実習の指導者も定めることになつております。

具体的には、大学病院ですとか地域の拠点病院などがかかる施設になつておりますので、こういう実習施設に勤務している臨床検査技師等が個別に学生に対して検査業務等の指導に当たつているところでございます。

○福島みずほ君 臨床検査技師の資格、権能、機能を高めるという点では非常にいいと思うのですが、衛生検査技師の廃止ということで特例措置があるわけですが、国家試験に受からない場合はどうなるんでしょうか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 先ほど提案者の方から説明がございましたが、特例期間を設けて、その間に、その免許の取得を希望する者についてはこの二年という期間を活用して必要な準備を行つていただきたいというふうに思つております。

○福島みずほ君 病院の中には様々な職種の人方が多彩に働いていまして、やはり制度が変わることでなかなか、一体どうなるかという不安が双方に起きたのではないかというふうに思つています。

衛生検査技師の人は、今どこの病院も本当に、サービス残業があつたり派遣の人も病院に入つたり、すさまじく働いている病院が多いと思いますけれども、衛生検査技師の人が日常業務を抱えながら試験勉強することになると、医療活動に支障のないよう、また本人負担が過重にならないような研修や受験方法を考えていらっしゃるのでしょ

うか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 今回の改正法案、生物學的検査などの業務は継続できることになりますから、医療機関においてはこれまでの業務を継続することができると思っております。

また、先ほど申し上げました受験資格の特例といふことで、衛生検査技師を持っている方々が大学等において生理学の検査とか採血に関する科目を修めていれば、改めて養成所に、臨床検査技師の養成所に入学し直さなくとも国家試験の受験資格は得られます。

そういうことで、この二年という法施行からの猶予期間の中で必要な準備は行つていただきたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 是非、臨床検査技師の人たちの職域、仕事の確立と、衛生検査技師の人たちがこの二年間で国家試験を取らなくちゃいけないといふ、それの負担、研修などについては是非、厚生労働省の指導も是非よろしくお願ひしたい、配慮をお願いしたいということを述べ、私の質問を終わります。

○委員長(岸宏一君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(岸宏一君) これより討論に入ります。——別に御意見もないうですか、これより直ちに採決に入ります。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岸宏一君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○山本孝史君 私は、ただいま可決されました臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・れました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

新緑風会、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 今回の改正法案、生物學的検査などの業務は継続できることになりますから、医療機関においてはこれまでの業務を継続することができると思っております。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、検査技術・検査機器の高度化、複雑化に十分対応できるよう臨床検査技師の資質の向上に努めること。

二、臨床検査技師ができる生理学的検査の範囲については、医療提供体制の変化や医療技術の進歩に応じた見直しを図つてください。

三、人体から排出され、又は採取された検体に係る第二条に規定する検査のうち、高度な医学的知識及び技術を必要とするものについては、検査の適正を確保するため、臨床検査技師等の専門的知識や技能を有する者が行うこと。

四、人体から排出され、又は採取された検体に係る第二条に規定する検査のうち、高度な医学的知識及び技術を必要とするものについては、検査の適正を確保するため、臨床検査技師等の専門的知識や技能を有する者が行うこと。

五、前項に掲げた検査について、医師又は歯科医師の具体的な指示を直接受けられない場合に、相当程度の知識・経験を有した臨床検査技師が検査を行うよう周知に努めること。

右決議する。

この際、山本君から発言を聽取いたします。

政府から順次趣旨説明を聽取いたします。尾辻厚生労働大臣。

○委員長(岸宏一君) 次に、社会保障に関する日本政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

○委員長(岸宏一君) 次に、社会保障に関する日本政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

○委員長(岸宏一君) 鴨下委員長は御退席いたして結構でございました。

○委員長(岸宏一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岸宏一君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(岸宏一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(岸宏一君) 鴨下委員長は御退席いたして結構でございました。

○委員長(岸宏一君) 以上でござります。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岸宏一君) 全会一致と認めます。よつて、山本君提出の附帯決議案は全会一致をもつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、尾辻厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。尾辻厚生労働大臣。

○國務大臣(尾辻秀久君) ただいま議題となりました二法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を実施するた



五条の規定にかかるわらず、臨床検査技師国家試験を受けることができる。

(衛生検査技師の業務の継続等)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けている者又は次項の規定により従前の例による衛生検査技師の免許を受けた者は、新法第二十条の規定にかかるわらず、衛生検査技師の免許を置いて、旧法第二条第二項に規定する業をすることができる。

2 厚生労働大臣は、旧法第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けることができる者が、施行日から起算して四年を経過する日の属する年度の末日までに申請したときは、その者に対し、なお従前の例により衛生検査技師の免許を与えることができる。

3 第一項に規定する者については、旧法第五条、第六条第二項、第八条から第十条まで、第十八条、第十九条、第二十条の二の二、第二十三条规定及び第二十四条第一号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第八条第一項中「第四条」とあるのは、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」の一部を改正する法律(平成十七年法律第七号)による改正前の臨床検査技師等に関する法律(平成十七年法律第七号)による改正前の臨床検査技師等に関する法律(以下「旧法」という)の一部を次のように改正する。

4 第一項に規定する者については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第二十三条号の規定は、なおその効力を有する。

(自衛隊法の一部改正)

第九条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

10 第百十五条の五第二項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

(水道法の一部改正)

第十条 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

11 別表第一第三号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)」第三条第一項の規定による臨床検査技師の免許を有する者又は同条第二項の規定による特例(第三十三条第一項)を削る。

12 第十一条 本条の規定による特例(第三十三条第一項)を「臨床検査技師」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

(水道法の一部改正)

第十二条 本条の規定による特例(第三十三条第一項)を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

13 第十二条の二第一項の規定による特例(第三十三条第一項)を「臨床検査技師」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

14 第十二条の二第一項の規定による特例(第三十三条第一項)を「臨床検査技師」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

(秘密を守る義務に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前に衛生検査技師でなく

なつた者の旧法第十九条に規定するその業務上取り扱つたことについて知り得た秘密については、同条及び旧法第二十三条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のようにより改正する。

別表第一第二十三号(六イ3)中「衛生検査技師」を削る。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 附則第三条第一項に規定する者及び同条第二項の規定により従前の例による衛生検査技師の免許を受ける者については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第二十三号(六イ3)の規定は、なおその効力を有する。

(自衛隊法の一部改正)

第九条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

10 第百十五条の五第二項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

11 第二十四条第三項中「第十八条ただし書」の下に「臨床検査技師等に関する法律第二条及び第二十条の二」を加える。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十三条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

12 第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十四条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

13 第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十五条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

14 第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十六条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

15 第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十七条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

16 第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十八条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

17 第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十九条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

18 第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

19 第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第三条第一項に規定する者」とする。

(武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正)

第十二条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二条第一項」を「臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二条第一項」に改める。

第十三条第三項中「第十八条ただし書」の下に「臨床検査技師等に関する法律第二条及び第二十条の二」を加える。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十四条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

15 第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十五条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

16 第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十六条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

17 第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十七条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

18 第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十八条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

19 第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十九条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

20 第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

21 第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十一条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

22 第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十二条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

23 第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十三条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

24 第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十四条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第百九十七条)の一部を次のように改正する。

25 第四条第一項第十三号中「衛生検査技師」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二款 給付等の額の計算等に関する特例(第十二条第一項)

第三節 不服申立てに関する特例(第十二条第一項)

第六章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例(第十二条第一項)

八条

第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の額の計算等に関する特例(第十二条第一項)

第二款 保険給付等の支給要件等に関する特例(第十二条第一項)

第三款 保険給付等の支給期間に関する特例(第十二条第一項)

第四款 保険給付等の支給額に関する特例(第十二条第一項)

第五款 保険給付等の支給方法に関する特例(第十二条第一項)

第六款 保険給付等の支給権に関する特例(第十二条第一項)

第七款 保険給付等の支給権の譲り受けに関する特例(第十二条第一項)

第八款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限に関する特例(第十二条第一項)

第九款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除に関する特例(第十二条第一項)

第十款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限に関する特例(第十二条第一項)

第十一款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除に関する特例(第十二条第一項)

第十二款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限に関する特例(第十二条第一項)

第十三款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除に関する特例(第十二条第一項)

第十四款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限に関する特例(第十二条第一項)

第十五款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除に関する特例(第十二条第一項)

第十六款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限に関する特例(第十二条第一項)

第十七款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除に関する特例(第十二条第一項)

第十八款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限に関する特例(第十二条第一項)

第十九款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除に関する特例(第十二条第一項)

第二十款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除に関する特例(第十二条第一項)

第二十一款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限に関する特例(第十二条第一項)

第二十二款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限に関する特例(第十二条第一項)

第二十三款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除に関する特例(第十二条第一項)

第二十四款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除に関する特例(第十二条第一項)

第二十五款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除に関する特例(第十二条第一項)

第二十六款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除に関する特例(第十二条第一項)

第二十七款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除に関する特例(第十二条第一項)

第二十八款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除に関する特例(第十二条第一項)

第二十九款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除に関する特例(第十二条第一項)

第三十款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除に関する特例(第十二条第一項)

第三十一款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除に関する特例(第十二条第一項)

第三十二款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除に関する特例(第十二条第一項)

第三十三款 保険給付等の支給権の譲り受けの制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除の制限の解除に関する特例(第十二条第一項)

## 第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例 第五十八条第一項

### 第三節 不服申立てに関する特例等(第六十一条)

三条一第六十五条(第六十一条)

第十章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整(第六十六条第一項)

第十一章 雜則(第七十条一第七十六条)

附則

### 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定(以下「協定」という。)を実施するため、日本国及びフランス共和国の両国において就労する者等に関する医療保険制度及び年金制度について、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十二号)、国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第一百四十一号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の特例その他の必要な事項を定めるものとする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一 被用者年金各法 次に掲げる法律をいう。  
イ 厚生年金保険法(第九章を除く。)  
ロ 国家公務員共済組合法  
ハ 地方公務員等共済組合法(第十一章を除く。)

二 私立学校教職員共済法

二 共済年金各法 前号ロからニまでに掲げる法律をいう。

三 フランス社会保障法令 協定第一条1(e)に規定するフランス共和国の法令をいう。

## 四 日本国実施機関又はフランス実施機関それぞれ協定第一条1(g)に規定する日本国の実施機関又はフランス共和国の実施機関をいう。

五 フランス保険期間 協定第一条1(h)に規定するフランス共和国の保険期間であつて、協定第十四条2(a)の規定により日本国実施機関が保険期間を付与するものをいう。

### 第二章 健康保険法関係

第三条 健康保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、健康保険法第三条第一項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者としない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 フランス共和国の領域内において就労する者であつて、協定第二章の規定により船員保険の被保険者の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者としないこととされた者、第二十九条の規定(次号に掲げる者を除く。)

三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者としないこととされた者、第二十九条の規定(次号に掲げる者を除く。)

三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者としないこととされた者、第二十九条の規定(次号に掲げる者を除く。)

三 第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第四十一条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者(次号に掲げる者を除く。)

## 第三章 船員保険法関係

第四条 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員として船舶所有者(船員保険法第十条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者)に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、船員保険法第十七条の規定にかかわらず、船員保険の被保険者としない。

一 フランス共和国の国籍を有する船舶において就労する者であつて、協定第二章の規定にようフランス社会保障法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

二 第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第四十一条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者(次号に掲げる者を除く。)

三 第二十九条の規定により船員保険の被保険者としないこととされた者について、船員法第十章、労働者災害補償保険法(昭和四十九年法律第五十六号)及び雇用保険法(昭和四十九年法律第五十六号)の規定は、適用しない。

三 第二十九条の規定により船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

三 第二十九条の規定により船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

三 第二十九条の規定により船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

三 第二十九条の規定により船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第五章 国民年金法関係

四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事实上同一の規定により夫婦の關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は子であつて政令で定めるもの

四 前項に規定する者の国民健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

四 第二節 被保険者の資格に関する特例(被保険者の資格の特例)





する。

3 前二項の規定は、特例による遺族基礎年金に

する額に相当する部分の額について準用する。

4 第一項の規定による遺族基礎年金（当該遺族

基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の妻

に支給されるものに限る。）の額は、当該妻が当

該遺族基礎年金の支給を受けることができるこ

とにより、被用者年金各法による死亡を支給事

由とする年金たる給付に加算する額であつて政

令で定めるものに相当する部分（以下この項に

おいて「遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等」

といふ。）の支給が停止されている場合において

、当該遺族基礎年金の額が当該遺族厚生年金

等の中高齢寡婦加算等の額より低いときは、第

一項の規定にかかるわらず、当該遺族厚生年金等

の中高齢寡婦加算等の額に相当する額とする。

（他の特例法の規定の適用を受ける国民年金法

による給付等の額）

第十六条 この法律の規定により支給する国民年

金法による給付等（同法による給付又は給付に

加算する額に相当する部分をいう。以下この条

において同じ。）の額は、社会保障に関する日本

国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴

う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平

成十年法律第七十七号）その他の政令で定める

法律（以下「他の特例法」という。）の規定によ

り支給する国民年金法による給付等（この法律

の規定により支給する国民年金法による給付等

と同一の支給事由に基づいて支給されるものに

限る。）の額より低いときは、この法律の規定に

かかわらず、他の特例法の規定（三以上の他の

特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算

した額のうち最も高いもの）により支給する國

民年金法による給付等の額に相当する額とす

る。

第三節 不服申立てに関する特例

第十七条 第十二条第四項の場合において、厚生

年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保

険者等であった期間に係る同項の規定による確

認の処分についての不服を、当該期間に基づく

老齢基礎年金の振替加算等に関する処分の不服

の理由とすることができない。

## 第六章 厚生年金保険法関係

### 第一節 被保険者の資格に関する特例

第十八条 厚生年金保険の適用事業所に使用され

る者であつて次の各号のいずれかに掲げるもの

は、厚生年金保険法第九条の規定にかかるわらず、

厚生年金保険の被保険者としない。

一 日本国の領域内において就労する者であつ

て、協定第二章の規定によりフランス社会保障

法令の規定の適用を受けるもの（第三号及

び第四号に掲げる者を除く。）

二 フランス共和国の領域内において就労する

者であつて、協定第一章の規定によりフラン

ス社会保障法令の規定の適用を受けるもの

（次号及び第四号に掲げる者を除く。）

三 フランス共和国の国籍を有する船舶におい

て就労する者であつて、協定第二章の規定に

よりフランス社会保障法令の規定の適用を受

けるもの

四 第二十九条の規定により国家公務員共済組

合法の規定を適用しないこととされた者、第

四十二条の規定により地方公務員等共済組合

の規定を適用しないこととされた者又は第五

十四条の規定により私立学校教職員共済法

の規定を適用しないこととされた者

五 特例老齢年金

五 厚生年金保険法第四十四条第一項（同法及

び他の法令において準用する場合を含む。）の

規定により老齢厚生年金に加算する加給年金

額に相当する部分（以下「老齢厚生年金の加

給」という。）

六 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定に

より遺族厚生年金に加算する額に相当する部

分（以下「遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」という。）

七 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三

条第一項の規定により遺族厚生年金に加算す

る額に相当する部分（以下「遺族厚生年金の経過的寡婦加算」という。）

（フランス保険期間を有する者に係る障害厚生

年金等の支給要件等の特例）

第十九条 フランス保険期間及び厚生年金保険の

被保険者期間を有し、かつ、厚生年金保険法に

よる保険給付又は同法による保険給付に加算す

る額に相当する部分（以下「厚生年金保険法に

よる保険給付等」という。）のうち次に掲げるも

の支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この条において

「支給要件等に関する規定」という。）に規定す

る厚生年金保険法による保険給付等の受給資格

要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない

者について、当該支給要件等に関する規定（そ

の者が当該支給要件等に関する規定に規定する

厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要

件又は加算の資格要件たる期間を満たさないも

のに限る。）を適用する場合においては、その者

のフランス保険期間であつて政令で定めるもの

を厚生年金保険の被保険者期間その他の期間で

あつて政令で定めるものに算入する。

一 老齢厚生年金

二 遺族厚生年金

三 特例老齢年金

四 特例遺族年金

五 厚生年金保険法第四十四条第一項（同法及

び他の法令において準用する場合を含む。）の

規定により老齢厚生年金に加算する加給年金

額に相当する部分（以下「老齢厚生年金の加

給」という。）

六 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定に

より遺族厚生年金に加算する額に相当する部

分（以下「遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」という。）

七 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三

条第一項の規定により遺族厚生年金に加算す

る額に相当する部分（以下「遺族厚生年金の経過的寡婦加算」という。）

（フランス保険期間を有する者に係る障害厚生

年金等の支給要件等の特例）

第二十一条 フランス特定保険期間中に初診日

ある傷病による障害を有する者であつて、当該

障害に係る障害認定日において厚生年金保険の

被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法

第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二

第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第二項及び第五十四条第三項において準用する場

合を含む。）に該当するときは、同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用については、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

2 フランス保険期間を有する者（その者の傷病に

に係る初診日から起算して五年を経過する日ま

での間ににおけるその傷病が治った日（以下「障

害程度を認定すべき日」という。）において厚生

年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当す

る者その他の政令で定める者を除く。附則第十

一条第一項において同じ。）が、その者の傷病によ

る障害について同法第五十五条第二項において

定めるものを保険料納付済期間である国民年

金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、

当該障害に係る障害程度を認定すべき日において

厚生年金保険の被保険者期間を有しないとき

は、この限りでない。

3 フランス保険期間及び厚生年金保険の被保

険者期間を有する者が、その者の死亡について厚

生年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当

するときは、同項ただし書の規定の適用につい

ては、その者のフランス保険期間において

定めるものを保険料納付済期間である国民年

金の被保険者期間とみなす。

4 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病

による障害に係る障害厚生年金等の支給要件等

の特例）

第二十二条 フランス特定保険期間中に初診日

ある傷病による障害を有する者であつて、当該

障害に係る障害認定日において厚生年金保険の

被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法

第四十七条第一項、第四十七条の二第一項又は

第四十七条の三第一項の規定の適用について

は、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、厚生年金保険法第五十二条第四項又は第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

3 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害程度を認定すべき日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第五十五条第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害程度を認定すべき日において同法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

(フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特例)

第二十二条 フランス保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、フランス特定保険期間中に死亡した場合は、厚生年金保険法第五十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるとときは、この限りでない。



**第三十二条** フランス保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、フランス特定保険期間中に死亡した場合は、国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定める

国共済法の退職共済年金の加給の額については、当該法の退職共済年金の加給の額についても、受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

3 条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

特例による章害共済半金に国共済法第八十三

入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団の確認を受けたところによる。

2 ものの支給を受けることができる者があるとき  
は、この限りでない。

フランス保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く）は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同

合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、国共

(国共済法の退職共済年金の加給等の額の計算等に関する特例)  
第三十三条 第三十条第一項の規定により支給する国共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該国共済法による长期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による国共済法による长期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

(國共賄法の章害共賄手金等の類の計算の特例)

第一項及び第四項の規定は第三二一、三三三項

二　国共済法の遺族共済年金の高齢寡婦加算  
三　国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

前項の期間比率は、同項各号に掲げる国共済法による長期給付等の受給権者又は当該国共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の国共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得率とする。

換分率を乗じて得た金額) とする

外の期間については、社会保険庁長官（当該国

第七部 厚生労働委員会会議録第十六号 平成十七年四月二十一日

合について準用する。

(国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第三十六条 国共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に関する事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける国共済法による長期給付等の額)

第三十七条 この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する国共済法による長期給付等の額より低いときは、この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。の額より低いときは、この法律の規定にかかるらず、他の特例法の規定(二)以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

### 第三節 不服申立てに関する特例

(国共済法の規定による審査請求の特例)

第三十八条 第十二条第四項、第二十四条第七項(第二十五条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十九条第七項(第六十条第五項において準用する場合を含む。)の規定による確認(国共済組合員期間に係るものに限る。)に関する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、国家公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。

2 第三十四条第七項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、国共済組合員期間以外の期間に係る第三十四条第七項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく国共済法による長期給付等に関する処分について

の不服の理由とすることができない。

(国共済法の規定による審査請求の手続の特例)

第三十九条 国共済法第三条第一項に規定するス社会保険法令の規定により同種の請求を受理することとされているフランス実施機関を経由してすることができる。

2 前項の場合における国共済法第三条第二項の規定による審査請求の期間の計算について

は、その経由したフランス実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(財務大臣の権限)

第四十条 財務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に對して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

### 第八章 地方公務員等共済組合法関係

#### 第一節 地方公務員等共済組合法の適用

##### 範囲に関する特例

第四十一条 地方公務員等共済組合法(以下この章において「地共済法」という。)の規定は、地共済法第二条第一項第一号に規定する職員(地共済法第一百四十二条第一項及び第二項、第一百四十三条の二、第一百四十二条第一項並びに第一百四十四条の三第一項の規定により当該職員とみなされれる者を含む。)及び地共済法第一百四十一条第一項に規定する公庫等職員(同条第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。)の

規定による障害を有する者は、地共済法第九十九条の三の規定により遺族共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「地共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 地共済法第九十九条の三の規定により遺族共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。)附則第二十九条第一項の規定により遺族共済年金に加算する額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。)

2 前項の規定により地共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととな

る年金等の支給要件等の特例)

第四十二条 フランス保険期間及び地方公務員共済組合(地共済法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員である期間(以下「地共済組合員期間」という。)を有し、かつ、地共済法による長期給付又は地共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分(以下「地共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は計算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを地共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 地共済法第八十条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「地共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 地共済法第九十九条の三の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。)附則第二十九条第一項の規定により遺族共済年金に加算する額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。)

六 地共済法第九十九条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合について

は、この限りでない。

(フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族共

生存金の支給要件の特例)

第四十四条 フランス保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、フランス特定保険期間中に死亡した場合は、地共済法第九十九条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当する

る者については、地共済法附則第二十八条の十三第一項の規定は、適用しない。

(フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金等の支給要件等の特例)

第四十三条 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において地共済組合員期間を有するものは、地共済法第八十四条第一項、第八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であったものとみなす。

ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合には、この限りでない。

二 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、地共済法第八十九条第二項又は第九十二条第五項ただし書の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であったものとみなす。

三 フランス特定保険期間中に初診日のある公務員に由らない傷病による障害を有する者であつて、その退職の日(地共済法第九十六条第一項において同じ。)において地共済組合員期間を有する退職の日をいう。附則第二十三条第一項において同じ。)において地共済組合員期間を有するものは、地共済法第九十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であったものとみなす。





者期間を有する者が、フランス特定保険期間中に死亡した場合は、準用国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 フランス保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、フランス特定保険期間中に初診日ある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

## 第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

（私学共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例）

第五十八条 第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該私学共済法による长期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による私学共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

一 私学共済法の退職共済年金の加給

二 私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

<sup>5</sup> 前条第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

**第六十一条** 私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付する

事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該

配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に関する必要な事項は、政令で定める。(他の特別法の規定の適用を受ける私共育生)

による長期給付等の額)

共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する私共共済法による長期給付等（この法律の規定により支給する私共共済法による長期給付等）

等（この法律の規定により支給する和専共済による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の額より低いときは、

この法律の規定にかかるらず、他の特例法の規定（二以上の他の特例法の規定に該当するときは、そぞし十算）に頂づける限り、この

は、それぞれ計算した額の（最も高いもの）により支給する私学共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

### 第三節 不服申立てに関する特例等 (私学共済法の規定による審査請求の特例)

第六十三条 第十二条第四項 第二十四条第七項  
(第二十五条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条第七項(第三十五条第五項に

おいて準用する場合を含む。)又は第四十六条第七項(第四十七条第五項において準用する場合を除く)。

を含む)の規定による確認(私学共済加入者期間に係るものに限る)に関する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査

(会に対して審査請求をすることができる。)

二 第五十九条第七項（第六十条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の場合において、私学共済加入者期間以外の期間に係る第五十九条第七項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づいて同私学共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

（私学共済法の規定による審査請求の手続の特例）

第六十四条 私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、フランス社会保障法令の規定により同種の請求を受理することとされているフランス実施機関を経由してすることができる。

二 前項の場合における私学共済法第三十六条第三項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由したフランス実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第三項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

（文部科学大臣の権限）

第六十五条 文部科学大臣は、協定及びこの法律を施行するため必要があると認めるときは、日本私立学校振興・共済事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

第十章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

（老齢給付の支給の調整）

第六十六条 第十九条 第三十条第一項、第四十一条第一項又は第五十五条第一項の規定により、同時に二以上の老齢厚生年金の加給、国共済法の退職共済年金の加給、地共済法の退職共済年金の加給又は私学共済法の退職共済年金の加給（以下この条において「老齢給付の加給」という。）の支給を受けることができる者については、国家公務員共済組合法第七十九条第七項（私立学校教職員共済法第二十五条において準

用する場合を含む。及び地方公務員等共済組合法第八十一条第八項の規定にかかるわらず、その額が最も高い一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。

この場合において、当該最も高い老齢給付の加給が二以上あるときは、共済年金各法の定める

ところにより、その一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の

第六十七条 フランス特定保険期間中に初診日の  
ある易丙による損害を有する者であつて、当該

障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの（当

該初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする被用者年金各法による年金による給付の受給権を有する者に限る。は、当

該年金たる給付に係る被用者年金被保險者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二

第一項又は第五十六条第一項の規定を適用する。

フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係

る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するもの（当該障害認定日より二月以内に

定日かその一日の期間中にある障害に係る者に限りるものとし、前項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給

付の受給権を有するに至つた者を除く。)は、当該の一の期間のみを有するものとみなして、第二

第一項又は第五十六条第一項の規定を適用する。

フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る算定認定日において二以上の被用者年金被保

險者等であつた期間を有するもの（前二項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。）は、当該障害認定日前の直近の被用者年金被保險者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保險者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項の規定を適用する。ただし、その者が当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつては、その者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保險者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつても、同様とする。<sup>4</sup>

日等」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金等」と、「第二十一条第一項、第三十一項第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項」とあるのは「第二十二条第三項、第六十三条第三項、第四十三条第三項又は第五十六条第三項」と、前項中「障害認定日において」とあるのは「次項に規定する障害程度を認定すべき日等において」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金等」と、「当該障害認定日」とあるのは「当該障害程度を認定すべき日等」と、「第二十二条第一項、第三十二条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項」と、「第二十二条第一項、第三十二条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項」とあるのは「第二十二条第三項、第三十二条第一項、第四十三条第三項又は第五十六条第三項」と読み替えるものとする。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の特例)

第六十八条 フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日がその一の期間にある者に限る。)は、当該の一期間のみを有するものとみなして、第二十二条第二項、第三十二条第二項、第四十四条第二項又は第五十七条第二項の規定を適用する。

2 フランス特定保険期間中に死亡した者又はフランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日の直前の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなし

て、第二十二条、第三十二条、第四十四条又は第五十七条の規定を適用する。ただし、その者年の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつては、当該死亡した者を当該資格を喪失した日前の直前の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあっても、同様とする。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整)

第六十九条 第十九条、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族給付の中高齢寡婦加算(以下この項において「遺族給付の中高齢寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、国家公務員共済組合法第九十三条第二項(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。)及び地方公務員等共済組合法第九十九条の六第二項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を停止する。

## 第十一章 雜則

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)

第七十条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第五条第二項(同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、フランス社会保障法令の規定によるほか、フランス社会保険法令の規定により同種の請求を受理することとされているフランス実施機関を経由してすることができる。

## 一 国民年金法第一百一条第一項

## 二 国民年金法附則第九条の三の二第五項

## 三 厚生年金保険法第九十条第一項

## 四 厚生年金保険法第九十一条

## 五 厚生年金保険法第九条第六項

## 六 第十九条、第三十条第一項、第四十二条第一項

## 七 第二十二条第三項、第六十三条第三項

## 八 第四十四条第二項

## 九 第五十七条第二項

## 十 第五十八条

## 十一 第五十九条

## 十二 第六十一条

## 十三 第六十二条

## 十四 第六十三条

## 十五 第六十四条

## 十六 第六十五条

## 十七 第六十六条

## 十八 第六十七条

## 十九 第六十八条

## 二十 第六十九条

## 二十一 第七十一条

## 二十二 第七十二条

## 二十三 第七十三条

## 二十四 第七十四条

## 二十五 第七十五条

## 二十六 第七十六条

## 二十七 第七十七条

## 二十八 第七十八条

## 二十九 第七十九条

## 三十 第八十一条

## 三十一 第八十二条

## 三十二 第八十三条

## 三十三 第八十四条

## 三十四 第八十五条

## 三十五 第八十六条

## 三十六 第八十七条

## 三十七 第八十八条

## 三十八 第八十九条

## 三十九 第九十一条

## 四十 第九十二条

## 四十一 第九十三条

## 四十二 第九十四条

## 四十三 第九十五条

## 四十四 第九十六条

## 四十五 第九十七条

## 四十六 第九十八条

## 四十七 第九十九条

## 四十八 第一百条

## 四十九 第一百零一条

## 五十 第一百零二条

## 五十一 第一百零三条

## 五十二 第一百零四条

## 五十三 第一百零五条

## 五十四 第一百零六条

## 五十五 第一百零七条

## 五十六 第一百零八条

## 五十七 第一百零九条

## 五十八 第一百一十条

## 五十九 第一百一十一条

## 六十 第一百一十二条

## 六十一 第一百一十三条

## 六十二 第一百一十四条

## 六十三 第一百一十五条

## 六十四 第一百一十六条

## 六十五 第一百一十七条

## 六十六 第一百一十八条

## 六十七 第一百一十九条

## 六十八 第一百二十条

## 六十九 第一百二十一条

## 七十 第一百二十二条

## 七十一 第一百二十三条

## 七十二 第一百二十四条

## 七十三 第一百二十四条

## 七十四 第一百二十四条

## 七十五 第一百二十四条

## 七十六 第一百二十四条

## 七十七 第一百二十四条

## 七十八 第一百二十四条

## 七十九 第一百二十四条

## 八十 第一百二十四条

## 八十一 第一百二十四条

## 八十二 第一百二十四条

## 八十三 第一百二十四条

## 八十四 第一百二十四条

## 八十五 第一百二十四条

## 八十六 第一百二十四条

## 八十七 第一百二十四条

## 八十八 第一百二十四条

## 八十九 第一百二十四条

## 九十 第一百二十四条

## 九十一 第一百二十四条

## 九十二 第一百二十四条

## 九十三 第一百二十四条

## 九十四 第一百二十四条

## 九十五 第一百二十四条

## 九十六 第一百二十四条

## 九十七 第一百二十四条

## 九十八 第一百二十四条

## 九十九 第一百二十四条

## 一百 第一百二十四条

## 二十一 第一百二十四条

## 二十二 第一百二十四条

## 二十三 第一百二十四条

## 二十四 第一百二十四条

## 二十五 第一百二十四条

## 二十六 第一百二十四条

## 二十七 第一百二十四条

## 二十八 第一百二十四条

## 二十九 第一百二十四条

## 三十 第一百二十四条

## 三十一 第一百二十四条

## 三十二 第一百二十四条

## 三十三 第一百二十四条

## 三十四 第一百二十四条

## 三十五 第一百二十四条

## 三十六 第一百二十四条

## 三十七 第一百二十四条

## 三十八 第一百二十四条

## 三十九 第一百二十四条

## 四十 第一百二十四条

## 四十一 第一百二十四条

## 四十二 第一百二十四条

## 四十三 第一百二十四条

## 四十四 第一百二十四条

## 四十五 第一百二十四条

## 四十六 第一百二十四条

## 四十七 第一百二十四条

## 四十八 第一百二十四条

## 四十九 第一百二十四条

## 五十 第一百二十四条

## 五十一 第一百二十四条

## 五十二 第一百二十四条

## 五十三 第一百二十四条

## 五十四 第一百二十四条

## 五十五 第一百二十四条

## 五十六 第一百二十四条

## 五十七 第一百二十四条

## 五十八 第一百二十四条

## 五十九 第一百二十四条

## 六十 第一百二十四条

## 六十一 第一百二十四条

## 六十二 第一百二十四条

## 六十三 第一百二十四条

## 六十四 第一百二十四条

## 六十五 第一百二十四条

## 六十六 第一百二十四条

## 六十七 第一百二十四条

## 六十八 第一百二十四条

## 六十九 第一百二十四条

## 七十 第一百二十四条

## 七十一 第一百二十四条

## 七十二 第一百二十四条

## 七十三 第一百二十四条

## 七十四 第一百二十四条

## 七十五 第一百二十四条

## 七十六 第一百二十四条

## 七十七 第一百二十四条

## 七十八 第一百二十四条

## 七十九 第一百二十四条

## 八十 第一百二十四条

## 九十一 第一百二十四条

## 九十二 第一百二十四条

## 九十三 第一百二十四条

## 九十四 第一百二十四条

## 九十五 第一百二十四条

## 九十六 第一百二十四条

## 九十七 第一百二十四条

## 九十八 第一百二十四条

## 九十九 第一百二十四条

## 一百 第一百二十四条

## 二十一 第一百二十四条

## 二十二 第一百二十四条

## 二十三 第一百二十四条

## 二十四 第一百二十四条

## 二十五 第一百二十四条

## 二十六 第一百二十四条

## 二十七 第一百二十四条

## 二十八 第一百二十四条

## 二十九 第一百二十四条

## 三十 第一百二十四条

## 三十一 第一百二十四条

## 三十二 第一百二十四条

## 三十三 第一百二十四条

## 三十四 第一百二十四条

## 三十五 第一百二十四条

## 三十六 第一百二十四条

## 三十七 第一百二十四条

## 三十八 第一百二十四条

## 三十九 第一百二十四条

## 四十 第一百二十四条

## 四十一 第一百二十四条

## 四十二 第一百二十四条

## 四十三 第一百二十四条

## 四十四 第一百二十四条

## 四十五 第一百二十四条

## 四十六 第一百二十四条

## 四十七 第一百二十四条

## 四十八 第一百二十四条

## 四十九 第一百二十四条

## 五十 第一百二十四条

## 五十一 第一百二十四条

## 五十二 第一百二十四条

## 五十三 第一百二十四条

## 五十四 第一百二十四条

## 五十五 第一百二十四条

## 五十六 第一百二十四条

## 五十七 第一百二十四条

## 五十八 第一百二十四条

## 五十九 第一百二十四条

## 六十 第一百二十四条

## 七十一 第一百二十四条

## 七十二 第一百二十四条

## 七十三 第一百二十四条

## 七十四 第一百二十四条

## 七十五 第一百二十四条

## 七十六 第一百二十四条

## 七十七 第一百二十四条

## 七十八 第一百二十四条

## 七十九 第一百二十四条

## 八十 第一百二十四条

## 九十一 第一百二十四条

情報」という。を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、協定第一条(1)に規定するフランス共和国の権限のある当局又はフランス実施機関（次項において「フランス側保有機関」という。）に対して提供することができる。

2 日本側保有機関は、フランス側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

#### （戸籍の無料証明）

第七十三条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、フランス年金の受給権者に対し、当該市町村の条例で定めることにより、フランス社会保障法令の適用を受ける者、フランス社会保障法令の適用を受けたことがある者又はフランス年金の受給権者であつて日本国の国籍を有するものの戸籍に関する、無料で証明を行うことができる。（経過措置）

第七十四条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。（実施命令）

第七十五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他の執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令・総務省令・財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。

（政令への委任）

第七十六条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法による年金たる給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の協定及びこの法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

（施行日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、六十五歳を超える者であつて第八条第一項の規定により老齢基礎年金を受けた権利を取得したものに対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を得た日から起算して一年を経過する日」として、同条第二項中「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した」とある。

（施行日において六十五歳未満の者に対する老齢基礎年金等の支給に関する経過措置）

第三条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、フランス保険期間を有する者である者の障害基礎年金の支給に関する経過措置

（施行日前における傷病による障害基礎年金の支給に関する規定期間を適用する場合における必要な技術的読替えその他の協定及びこの法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。）

第三条 障害認定日において、当該傷病により国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料納付済期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項の規定により保険料納付済期間とみなされたものを含む。次条及び附則第五条第一項において同じ。）又は保険料免除期間を有するときは、その者に、国民年金法第三十条第一項の障害基礎年金を支給する。ただし、そ

の者が、当該障害につき、第九条第一項、同法第三十条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第一項及び第二十一条の規定を参考して政令で定める受給資格要件に該当しない場合は、この限りでない。

一 国民年金法第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であること。

二 当該初診日が、フランス特定保険期間中に該当しない場合は、この限りでない。

三 国民年金の被保険者であること。

四 第十四条第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額について、第十四条第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に同法第三十三条の二第一項の規定により加算する額について準用する。

5 前二項の規定は、同一の傷病による障害を支給する年金たる給付であつて政令で定めたものの受給権を有する者については、適用しない。

6 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

（年金の受給権を有しないものの昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項）

（施行日前の障害認定日において障害の状態に有する者の障害基礎年金の支給に関する経過措置）

第三条 障害認定日が施行日前における傷病に係る初診日において、フランス保険期間を有する者である者の障害基礎年金の支給に関する経過措置

（施行日前における傷病による障害基礎年金の支給に関する規定期間を適用する場合における必要な技術的読替えその他の協定及びこの法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。）

（施行日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する経過措置）

第五条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、フランス保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の妻又は子に、国民年金法第三十七条の遺族基礎年金を支給する。ただし、当該国民年金の被保険者又は被保険者であつた者（第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。）が第九条第二項、同法第三十七条たゞし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二項及び第二十一条の規定を参考して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行日までの間ににおいて国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 国民年金の被保険者であるとき。

二 日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものであるとき。

三 国民年金の被保険者であった者であつて、当該死亡した日が、フランス特定保険期間中であるものであるとき。

四 第八条第一項、国民年金法第二十六条ただし書及び附則第九条並びに昭和六十年国民年

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害基礎年金の支給）

第四条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害（フランス保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限る。）に係るこの法律及び他の法令による障害基礎年金の支給要件又は額に関する規定期間の適用に必要な事項は、政令で定める。



て五年を経過していないものであるとき（前二号に該当するときを除く。）。

#### 四 第十九条、厚生年金保険法第四十二条第二号及び附則第十四条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条の規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

#### 2 厚生年金保険法第五十九条及び第五十九条の二並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

#### 3 第一項の場合において、死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金の請求をしたときに別段の申出をし、た場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。

#### 4 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金は厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金と、第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金とみなす。

#### 5 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、厚生年金保険法第六十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その権利を取得した當時」とあるのは、「当該遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る死亡の日において」とする。

#### 6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の

7 当時三十五歳以上であったものに限る」とする。（昭和六十一年四月一日以前の死亡等に係る遺族厚生年金の支給）

規定期は、第一項第四号に該当することにより遺族厚生年金の支給を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項に規定する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件について準用する。

8 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金の厚生年金保険法第六十条の規定による額 第二十五条第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額 第五条第二項、第三項及び第五項

三 第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額 第二十三条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条

五 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第五条第一項及び第二項

六 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保

する。（昭和六十一年四月一日以前の死亡等に係る遺族厚生年金の支給）

第十三条 フランス保险期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が昭和六十一年四月一日以前に死亡した場合又は同日前に発した傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者その他の政令で定める者が施行日前に死亡した場合における遺族厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（旧厚生年金保険法による保険給付の支給要件等の特例）

第十四条 第十九条の規定は、昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条及び次条において「旧厚生年金保険法」という。）による次に掲げる保険給付について準用する。

一 昭和六十一年四月一日以前に施行された旧厚生年金保険法による老齢年金（次項において「旧厚生年金保険法による老齢年金」という。）

二 昭和六十一年四月一日以前に施行された旧厚生年金保険法による通算老齢年金

三 昭和六十一年四月一日以前に施行された旧厚生年金保険法による特例老齢年金

四 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第五条

五 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により支給する遺族厚生年金に相当する部分の額 第五条第一項及び第二項

六 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により支給する遺族厚生年金に相当する部分の額 第五条第一項及び第二項

七 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により支給する遺族厚生年金に相当する部分の額 第五条第一項及び第二項

八 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により支給する遺族厚生年金に相当する部分の額 第五条第一項及び第二項

九 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により支給する遺族厚生年金に相当する部分の額 第五条第一項及び第二項

一〇 第一項の規定による遺族厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものと

第十五条 旧厚生年金保険法による障害年金（そ

の権利を取得した當時から引き続き旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がフランス特定保険期間中にあるものは、同法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他の政令で定められた日が施行日前に死亡した場合における遺族厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

（施行日前の障害認定日ににおいて障害の状態にある者の国共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置）

第十六条 障害認定日が施行日前に有する傷病に係る初診日がフランス特定保険期間中に有する者（当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。）が、当該障害認定日に有する傷病により国家公務員共済組合法（以下この条から附則第二十一条までにおいて「国共済法」という。）第八十二条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

（当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。）が、当該障害認定日に有する傷病により国家公務員共済組合法（以下この条から附則第二十一条までにおいて「国共済法」という。）第八十二条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。  
（施行日前の退職の日において障害の状態にある者の国共済法による障害一時金の支給に関する経過措置）

第十七条 退職の日が施行日前である者であつて、公務によらない傷病に係る初診日がフランス特定保険期間中にあるもの（当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であった者を除く。）が、当該退職の日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の日において国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合には、この限りでない。

2 第三十四条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七（後段を除く。）の規定による金額について、第三十四条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る国共済法による障害共済年金等の支給）

第十八条 病気によりかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害（フランス保険期間及び国共済組合員期間を有する者に係るものに限る。）に係るこの法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（施行日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置）

第十九条 国家公務員共済組合の組合員であつた者であつてフランス保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき（当該死亡した日ににおいて国家公務員共済組合の組合員であった場合を除く。）は、その者の遺族に、国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参照して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日がフランス特定保険期間中にあるとき。

二 フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき（前号に該当するときを除く。）。

三 第三十一条第一項、国共済法第八十八条第一項第四号及び昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 国共済法第二条第一項第二号、第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。

（第一項の場合において、死亡した国家公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が国共済法による遺族共済年金の経過的寡婦加算又は国共済年金の中高齢寡婦加算による額に相当する部分を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。）

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいすれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することによ

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(施行日前の退職の日において障害の状態にある者の地共済法による障害一時金の支給に関する経過措置)

第二十三条 退職の日が施行日前である者であつて、公務によらない傷病に係る初診日がフランス特定保険期間中にあるもの(当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であった者を除く)が、当該退職の日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地共済法

第九十六条第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の

日において地共済法第九十七条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

2 第四十六条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十八条(後段を除く)の規定による金額について、第四十六条第二項、第四項及び第七項の規定により支給する障害一時金の支給用する。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る地共済法による障害共済年金等の支給)

第二十四条 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(フランス保険期間及び地共済組合員期間を有する者に係るものに限る)に係るこの法律及び他の法令による地共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必

要な事項は、政令で定める。  
(施行日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第二十五条 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつてフランス保険期間を有するもの

が、施行日前に死亡した場合であつて、当該死

亡した日において次の各号のいずれかに該當し

たとき(当該死亡した日において地方公務員共

済組合の組合員であつた場合を除く)は、その

者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族

共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該

死亡した日から施行日までの間において地共済

法第九十九条の七に規定する遺族共済年金の受

給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に

該当した場合については、この限りでない。

1 当該死亡した日がフランス特定保険期間中

にあるとき。

2 フランス特定保険期間中に初診日がある傷

病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当

該初診日から起算して五年を経過していない

とき(前号に該当するときを除く)。

3 第四十二条第一項、地共済法第九十九条第

一項第四号並びに昭和六十年地共済改正法附

則第十三条第一項、第三項及び第四項の規定

を参考して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 地共済法第二条第一項第三号、第二項及び第

三項、第四十五条、第四十六条並びに第七十六

条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した地方公務員

共済組合の組合員であった者が同項第一号又は

第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当す

るときは、その遺族が地共済法による遺族共済

年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当する

ものとし、同項第三号には該当しないものとす

る。

4 第一項第一号又は第二号に該当することによ

り支給する遺族共済年金は地共済法第九十九条

第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第四十二条第一項(第一号から第三号までを除く)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者による地共済組合の組合員であつて、地共済法第九十九条の三に規定する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の資格要件又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項に規定する地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件により遺族共済年金の支給を受けることができる者である。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

7 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の地共済法第九十一条の二第一項第一号の規定による額 第四

十六条 第十六条 フランス保険期間及び地共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における地共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関する規則は、政令で定める。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給)

第二十七条 地共済法の規定による審査請求の手続の特例

に関する経過措置

第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の地共済法第九十一条の二第一項第一号の規定による額 第四

十七条第一項、第三項及び第五項

第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第四

四十七条第二項、第三項及び第五項

第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共

済年金の経過的寡婦加算の額 第四十五条

第一項及び第二項

第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共

済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共

済年金の経過的寡婦加算の額 第四十五条

第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の地共済法第百十一条第一項の規定による審査請求については、第五十二条の規定は、適用しない。

(施行日前の障害認定日において障害の状態に

ある者の私学共済法による障害共済年金の支給に

に関する経過措置)

第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する地共済法第百十一条第一項の規定による審査請求については、第五十二条の規定は、適用しない。

(施行日前の障害認定日が施行日前にある傷病に

係る初診日がフランス特定保険期間中にある者に

に関する経過措置)

第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する地共済法第百十一条第一項の規定による審査請求については、第五十二条の規定は、適用しない。

(当該初診日において「私学共済制度」において、

当該初診日における傷病に係る初診日が施行日前

に該当する者は、当該初診日における傷病に

係る初診日が施行日前に該当する者は、当該初診日における傷病に

係る初診日が施行日前に該当する者は、当該初診日における傷病に

係る初診日が施行日前に該当する者は、当該初診日における傷病に

係る初診日が施行日前に該当する者は、当該初診日における傷病に

係る初診日が施行日前に該当する者は、当該初診日における傷病に

係る初診日が施行日前に該当する者は、当該初診日における傷病に

係る初診日が施行日前に該当する者は、当該初診日における傷病に

係る初診日が施行日前に該当する者は、当該初診日における傷病に

規定による金額について、第五十九条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第五十九条第三項から第五項まで及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものに受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(施行日前の退職の日において障害の状態にある者の私学共済法による障害一時金の支給に関する経過措置)

第二十九条 退職の日が施行日前である者であつて、職務によらない傷病に係る初診日がフランス特定保険期間中にあるもの(当該初診日において私学共済制度の加入者であつた者を除く。)が、当該退職の日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により準用国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の日において準用国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合には、この限りでない。

2 第五十九条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の準用国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の規定による金額について、第五十九条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の準用国共済法第八十七条の七第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病

による障害等に係る私学共済法による障害共済年金等の支給)

第三十条 病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(フランス保険期間及び私学共済加入者期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による私学共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第三十一条 私学共済制度の加入者であつた者であつてフランス保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは(当該死亡した日において私学共済制度の加入者であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、準用国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において準用国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

一 当該死亡した日がフランス特定保険期間中にあるとき。

二 フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときを除く。)。

三 第五十五条第一項、準用国共済法第八十八条第一項第四号及び私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

準用国共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用

3 第一項の場合において、死亡した私学共済制度の加入者であった者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が私学共済法による遺族共済年金全額の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は準用国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第五十五条第一項（第一号から第三号までを除く。）の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、準用国共済法第九十条に規定する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第六十三条第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族

三 第一項第三号に該当することにより支給す

員保険法」という。による船員保険の被保険者であった期間を有し、かつ、旧船員保険法又は昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二百五号。以下この項において「旧船員保険一部改正法」という。）による保険給付のうち次に掲げるものの支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件規定」という。）に規定する当該保険給付の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定（その者が当該支給要件規定に規定する旧船員保険法又は旧船員保険一部改正法による保険給付の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。）を適用する場合においては、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを、昭和六十一年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第二百八十一号）による通算対象期間（第三項において「旧船員保険法による老齢年金」という。）その他の政令で定める期間に算入する。

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による老齢年金（第三項において「旧船員保険法による老齢年金」という。）

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齢年金

前項の規定により支給する老齢年金（旧船員保険法第三十五条第一号に規定する額に相当する部分又は旧船員保険法第三十六条第一項の規定により加給する額に相当する部分に限る。）の

額は、同号又は同条第一項の規定にかかるわらず、同号の規定による額又は同項の規定による額に期間比率を乗じて得た額とする。

前項の期間比率は、旧船員保険法による老齢年金の受給権者の船員保険の被保険者であつた期間であつて政令で定めるものの月数を、百八十で除して得た率とする。

第三十五条 旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの（その権利を取得した当时から引き続き旧船員保険法別表第四の下欄

べき日等が施行日前にあるものに限る。)を有する者であつて、当該障害程度を認定すべき日等において、当該障害を支給事由とする被用者年金各法による障害手当金等の受給資格要件に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するものについては、第六十七条第四項において読み替えて準用された同条第一項から第三項までの規定中「第二十二条第三項、第三十三条第三項、第四十二条第三項又は第五十六条第三項」とあるのは、「附則第十条、第十七条、第二十二条又は第二十九条」と読み替えてこれらの規定を準用する。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整に関する経過措置)

第一項第四号、第十九条第一項第三号、第二十五条第一項第三号又は第三十一条第一項第三号に該当することにより、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過的寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。  
(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例に関する経過措置)  
第三十九条 国民年金法又は厚生年金保険法による处分のうち施行日前に行われたものに対する第七十条第一項各号に掲げる規定による審査請求

求又は再審査請求については、同項の規定は、適用しない。

**(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改  
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定  
めること)**

正) 第四十一条 国民年金法等の一部を改正する法律  
(平成十六年法律第二百四号) の一部を次のように  
改正する。

10 of 10

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六  
条第一項の規定によりなおその効力を有する  
ものとされた旧船員保険法による通算老齢年  
金

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六  
条第一項の規定によりなおその効力を有する  
ものとされた旧船員保険一部改正法による特  
例老齢年金

前項の規定により支給する老齢年金（旧船員  
保険法第三十五条第一号に規定する額に相当す  
る部分又は旧船員保険法第三十六条第一項の規  
定により加給する額に相当する部分に限る。）の

2  
あつて、当該障害認定日において、当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる支給の受給資格要件たる障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するものについては、第六十七条第一項から第三項までの規定中「第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項」とあるのは、「附則第九条、第十六条、第二十二条又は第二十八条」と読み替えてこれらの規定を準用する。

フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害（当該障害に係る障害程度を認定する

により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの（当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。）については、第六十八条第一項中「第二十二条第一項、第三十二条第一項、第四十四条第二項又は第五十七条第二項」とあるのは「附則第十二条、第十九条、第二十五条又は第二十一条」と、同条第二項中「第二十二条、第三十二条、第四十四条又は第五十七条」とあるのは「附則第十二条、第十九条、第二十五条又は第三十一条」と読み替えて同条の規定を準用する。

求又は再審査請求については、同項の規定は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十一条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百四号)の一部を次のよう  
に改正する。  
第四十四条の三の次に次の二条を加える。  
(社会保障に関する日本国政府とフランス共











であつて政令で定めるもののうち二以上に該当するときは、一の加算の要件に関する規定に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いものとする。
一 老齢厚生年金の加給
二 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算
三 遺族厚生年金の経過的寡婦加算
2 前項の期間比率は、同項目に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の受給権者又は当該厚生年金保険法による保険給付等の支給事由となつた死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。
3 第十八条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の額については、当該老齢厚生年金の受給権を有する者がその権利を得た月以後における厚生年金保険の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。
4 厚生年金保険の被保険者であつて、第十八条の規定により支給する老齢厚生年金の受給権を有する者が、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被保険者となることなくして、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月における厚生年金保険の被保険者であった期間による老齢厚生年金の受給権を有するものとし、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときの規定により読み替えられた同法第五条第一項の規定及び第十八条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有す
（障害厚生年金等の額の計算の特例）
第二十三条 第十九条第一項又は第二十条第一項の規定により支給する障害厚生年金（以下この条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。）の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等である月数が三百月以上である場合は、この限りでない。
2 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第三項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。
3 特例による障害厚生年金に厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分（第五项において「障害厚生年金の配偶者加給」という。）の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額
（遺族厚生年金の額の計算の特例）
第二十四条 第十九条第三項又は第二十一条の規定により支給する遺族厚生年金（特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。）の厚生年金保険法第六十条の規定による額は、同条の規定により支給する遺族厚生年金の受給権者がこの法律の規定により支給する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に関する必要な事項は、政令で定める。
（他の特例法の規定の適用を受ける厚生年金保険法による保険給付等の額）
第二十六条 この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額は、他の特例法の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等（この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。）の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定（二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの）により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額に相当する額とする。
2 特例による遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額は、厚生年金保険法第六十二条第一項又は昭和六十年国民年金等改正法附則七十三条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する額に按分率を乗じて得た額とする。
3 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法の第二項の按分率は、特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金減した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかるわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の額に相当する額とする。
4 前項の按分率は、特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（第一項の場合にあっては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率とする。
5 厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を有し、かつ、同条第七項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項の規定及び第十八条の規定による障害厚生年金の加給の受給権を有す
（障害厚生年金等の額の計算の特例）
第二十三条 第十九条第一項又は第二十条第一項の規定により支給する障害厚生年金（以下この条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。）の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等である月数が三百月以上である場合は、この限りでない。
2 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第三項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。
3 特例による障害厚生年金に厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分（第五项において「障害厚生年金の配偶者加給」という。）の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。
（老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例）
第二十五条 老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に関する規定は、政令で定める。
4 第十四条の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、第十四条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、第十四条第一項及び第二項の規定を前項において準用する。
5 前条第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。
6 第一条及び第四項の規定は第十九条第二項又は第二十条第三項の規定により支給する障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。
7 第一項若しくは第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定及び次条において「特例による障害厚生年金」という。）の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定を前項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定にかかるわらず、これらの規定による額に相当する月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（第一項の場合にあっては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率とする。
（老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例）
第二十六条 この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額は、他の特例法の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等（この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。）の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定（二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの）により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額に相当する額とする。
2 特例による遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額は、厚生年金保険法第六十二条第一項又は昭和六十年国民年金等改正法附則七十三条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する額に按分率を乗じて得た額とする。
3 前二項の按分率は、特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金減した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法の第二項の按分率は、特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金減した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかるわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の額に相当する額とする。
4 前項の按分率は、特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（第一項の場合にあっては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率とする。
5 厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を有し、かつ、同条第七項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項の規定及び第十八条の規定による障害厚生年金の加給の受給権を有す

項において準用する場合を含む)、第四十五条第七項(第四十六条第五項において準用する場合を含む)又は第五十八条第七項(第五十九条第五項において準用する場合を含む)の規定による確認(厚生年金保険の被保険者期間に係るものに限る)に関する処分について不服がある者は、厚生年金保険法の定めるところにより、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 第二十三条第七項(第二十四条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であった期間に係る第二十三条第七項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく厚生年金保険法による保険給付等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第六章 国家公務員共済組合法関係

## 第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例

第二十八条 国家公務員共済組合法(以下この章において「国共済法」という。)の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員(国共済法第二百二十四条の二、第二百二十五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)のうち、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受け前者には、適用しない。

### 第二節 長期給付等に関する特例

#### 第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(ベルギー保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第二十九条 ベルギー保険期間及び国家公務員共済組合(国共済法第三条第一項に規定する国公務員共済組合をい。以下同じ。)の組員である期間(以下「国共済組合員期間」という。)を有し、かつ、国共済法による長期給付又は国

共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分（以下「国共済法による長期給付等」という）のうち次に掲げるものの支給要件又は算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定（その者が当該支給要件等に関する規定に規定する国共済法による長期給付等

病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において国共済組合員期間を有するものは、国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日ににおいて国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合には、この限りでない。

2 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

する日前に死亡した場合（その者が国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

**第三十二条 第二十九条第一項の規定により支給する国共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該国共済法による長期給付等の額に關する規定であつて政令で定めるものにかかるわらず、当該規定による国共済法による长期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とす**

**第二十八条** 国家公務員共済組合法（以下この章において「国共済法」という。）の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百二十五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）のうち、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受ける者は、適用しない。

(ベルギー保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

2 遺族共済年金の経過的算婦加算」という。前項の規定により国共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、国共済法附則第十三条の十一項の規定は適用しない。

(ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金等の支給要件等の特例)

第三十条 ベルギー保険期間中に初診日のある傷

第三十一条 ベルギー保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、ベルギー保険期間中に死亡した場合は、国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 ベルギー保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、ベルギー保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過するが、ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第二十九条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 国家公務員共済組合の組合員であつて、第十九条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職（国共済法第一条第一項第四号に規定する退職をいう。）したとき（当該退職した日の翌日から

する日前に死亡した場合（その者が国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 起算して一月を経過するまでの間に再び国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定

4 前三項の按分率は、特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率とする。

第七十八条第一項の規定及び第二十九条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかるらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

特例による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかるらず、從前の国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

(国共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)  
第三十三条 第三十条第一項の規定により支給する障害共済年金（以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。）の国共済法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定によると、同項第一号の規定による金額（特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按

6 第一項及び第四項の規定は第三十条第三項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七(後段を除く)の規定による金額について、第二項及び第四項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

7 第一項若しくは第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む)又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち国共済組合員期間以

2 分率を乗じて得た金額とする。  
特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得

外の期間については、社会保険庁長官（当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところによる。

3 た金額とする。  
特例による障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分（第五項において「国共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。）の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

(国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)  
第三十四条 第三十三条の規定により支給する遺族共済年金（特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金）を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。）の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にか

かわらず、同号イの規定による金額（特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつ

(他の特例法の規定の適用を受ける国共済法による長期給付等の額)

て政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする。

特例による遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、国共済法第九十条又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

(二) 共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する国共済法による長期給付等（この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定（二）以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの）により支給する国共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

前二項の按分率は、特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定める

第三節 不服申立てに関する特例等  
（国共済法の規定による審査請求の特例）

則第十九条第一項の規定により特例による遺  
物の月数を合算した月数を、当該合算した月  
数とその者のベルギー保険期間であつて政令で  
定めるものの月数とを合算した月数（第一項の  
場合にあつては、当該合算した月数が三百月を  
超えるときは、三百月）で除して得た率とする。  
第十四条の規定は昭和六十年国共済改正法附

(第二十四条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十八条第七項(第五十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定による確認(国共済組合員期間に係るものに限る。)に関する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、国家公務員共済組合審査会に対し審査請求をすることができる。

<sup>5</sup> 前条第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

2 第三十三条第七項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の場合において、国共済組合員期間以外の期間に係る第三十三条第七項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく国共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることはできない。

(国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

(国共済法の規定による審査請求の手続の特例)

**第三十五条** 国共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に関する事項は、政令で定める。

2 前項の場合における国共済法第百三条第二項の規定による審査請求の期間の計算について  
は、その経由したベルギー実施機関に審査請求  
することとされているベルギー実施機関を経由し  
てすることができる。

書を提出し、又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

（財務大臣の権限）

第三十九条 財務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第七章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 地方公務員等共済組合法の適用

範囲に関する特例

第四十条 地方公務員等共済組合法（以下この章において「地共済法」という。）の規定は、地共済法第一条第一項第一号に規定する職員（地共済法第一百四十二条第一項及び第二項、第一百四十一条の二、第一百四十二条第一項並びに第一百四十四条の三第三項の規定により該職員とみなされる者を含む。）及び地共済法第一百四十一条第一項に規定する公庫等職員（同条第二項に規定する公庫等職員の資格を有する者に限る。）のうち、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

（ベルギー保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例）

第四十一条 ベルギー保険期間及び地方公務員共済組合（地共済法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下同じ。）の組合員である期間（以下「地共済組合員期間」という。）を有し、かつ、地共済法による長期給付又は地共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分（以下「地共済法による長期給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は計算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する特例」）

退職共済年金の加給の額を改定する。

5 地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた地共済法第八十条第一項の規定及び第四十一条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかるらず、その者の六十歳に達した日の翌日までの前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(地共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)

第四十五条 第四十二条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という)の地共済法第八十七条第一項の規定による金額は、同項の規定にかかるらず、同項第一号の規定による金額(特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額は、同項の規定にかかるらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「地共済法の障害共済年金の配偶者加給」という)の額は、同条第三項の規定にかかるらず、同項の規定による障害共済年金に地共済法第八十八条第一号に掲げる金額とする。

4 前項の按分率は、特例による障害共済年金の被用者年金被保険者等であつた月数を、当該月数(第一項の規定による月数)とその他の月数との合算した月数で除して得た率とする。前項の按分率は、特例による障害共済年金の被用者年金被保険者等であつた月数を、当該月数(第一項の規定による月数)とその他の月数との合算した月数で除して得た率とする。

合算した月数が三百月を超えるときは、三百月で除して得た率とする。

5 特例による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が地共済法第九十条第五項の規定によりその受給権が消滅した地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかるらず、従前の

地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項及び第四項の規定は第四十二条第三項の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十八条(後段を除く)の規定による金額について、第二項及び第四項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

7 第一項若しくは第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む)又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該地

振興・共済事業団)の確認を受けたところによ

る。

(地共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第四十六条 第四十三条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という)の地共済法第八十九条の二の規定による金額は、同号の規定による障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける地共済法による長期給付等の額)

第四十七条 地共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける地共済法による長期給付等の額)

第四十八条 この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する地共済法による長期給付等の額に相当するものとみなす。

(主務大臣の権限)

第五十一条 地共済法第一百四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の規定により支給する地共済法による長期給付等の額に相当するものとみなす。

2 特例による遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の経過的寡婦加算の額は、地共済法第九十九条の三又は昭和六十年地共済改正附則第二十九条第一項の規定にかかるらず、これら計算した額のうち最も高いものにより支給する地共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

3 前二項の按分率は、特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数との合算した月数で除して得た率とする。

4 第十四条の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十四条第一項及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

6 第四十五条第七項(第四十六条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)の場合において、地共済組合員期間以外の期間に係る第四十五条第七項の規定による確認の処分について不服がある者は、地共済法の規定に基づいて不平を、当該期間に基づく地

外の期間については、社会保険庁長官(当該地

振興・共済事業団)の確認を受けたところによ

る。

(地共済法の規定期間による審査請求の手続の特例)

第五十条 地共済法第一百七十七条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、ベルギー社会保険法の規定により同種の請求を受理することとされているベルギー実施機関を経由してできる。

2 前項の場合における地共済法第一百七十七条第一項の規定による審査請求の期間の計算について

は、その経由したベルギー実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十一条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した

時に審査請求があつたものとみなす。

(主務大臣の権限)

第五十一条 地共済法第一百四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の規定により支給する地共済法による長期給付等の額に相当するものと認める

ときは、同項に定めるところにより地方公務員

共済組合又は地方公務員共済組合連合会に対し、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

#### (地方公務員共済組合連合会の事業)

第五十二条 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八条の二に規定する事業のほか、協定に基づく連絡機関としての事業を行うものとする。

#### 第八章 私立学校教職員共済法関係

##### 第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例

第五十三条 私立学校教職員共済法（以下この章において「私学共済法」という。）の規定は、私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第一部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受けるもの

二 ベルギー王国の領域内において就労する者であつて、協定第一部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受けるもの

##### 第二節 長期給付等に関する特例

###### 第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

（ベルギー保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例）

第五十四条 ベルギー保険期間及び私学共済法第十七条第一項に規定する加入者期間（以下「私学共済加入者期間」という。）を有し、かつ、私学共済法による長期給付又は私学共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分（以下「私学共済法による長期給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に該当する規定である。この規定は、適用しない。

（ベルギー保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例）

第五十五条 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金等の支給要件等の特例

第五十六条 ベルギー保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、ベルギー保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前

満たさない者について、当該支給要件等に関する規定（その者が当該支給要件等に関する規定に規定する私学共済法による長期給付等の受給権を有するものに限る。）を適用する場合においては、その者のベルギー保険期間である他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

（私学共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例）

あつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつては、この限りでない。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

第五十七条 第五十四条第一項の規定により支給する私学共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該私学共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものとみなす。

2 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病によ

る障害を有する者は、準用国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であったものとみなす。

3 ベルギー保険期間中に初診日のある職務によらない傷病による障害を有する者であつて、その退職の日（準用国共済法第八十七条の五第一項に規定する退職の日をいう。附則第二十九条第一項において同じ。）において私学共済加入者期間を有するものは、準用国共済法第八十七条の五第一項の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であったものとみなす。ただし、その者が、当該退職の日に

おいて準用国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

4 ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例

第五十八条 ベルギー保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、ベルギー保険期間中に死亡した場合は、準用国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる私学共済法による長期給付等の受給権者又は当該私学共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の私学共済加入者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該私学共済法による长期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第五十四条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の額については、当該私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日からの月以後における私学共済加入者期間は、その算定の基礎としない。

4 私学共済制度の加入者であつて、第五十四条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職（準用国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び私学共済制度の加入者の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日

の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 準用国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、

間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは三百月）で除して得た率とする。

2 あつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする。

昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかるらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。前二項の按分率は、特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金

被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの用数を合算した用数を、当該合算した目

数とその者のベルギー保険期間であつて政令で

定めるものの月数とを合算した月数（第一項の  
場合二つては、当該合算して月数が三百月を

場合にあつては、当詰合算した月数が三百月を超過すると、繰りは、二百用）で除して得た率とする。

4 第十四条の規定は私学共済法第四十八条の一

の規定によりその例によることとされる昭和二十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定

により特例による遺族共済年金に加算する額につひて、第十四条第一項及び第二項の規定は私

学共済法第四十八条の二の規定によりその例に

よることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族

共済年金に加算する額について準用する。

合について準用する。

(私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

**第六十条** 私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規

定により支給する退職、老齢又は障害を給付事

由とする年金である給付であつて政令で定められたものを受けることができる場合における当該配

偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける私学共済法による長期給付等の額)

第六十一条 この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する私学共済法による長期給付等（この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る）の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定（二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの）により支給する私学共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例等

（私学共済法の規定による審査請求の特例）

第六十二条 第十一条第四項、第二十三条第七項（第二十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条第七項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。又は第四十五条第七項（第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による確認（私学共済加入者期間に係るものに限る。）に関する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることができる。

第六十三条 私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、ベルギー社会保障法令の規定により同種の請求を受理することとされているベルギー実施機関を経由してすることができます。

2 前項の場合における私学共済法第三十六条第

二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由したベルギー実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(老齢給付の加給の支給の調整)  
第六十五条 第十八条、第二十九条第一項、第四十一条第一項又は第五十四条第一項の規定により、同時に二以上の老齢厚生年金の加給、国共済法の退職共済年金の加給、地共済法の退職共済年金の加給(以下この条において「老齢給付の加給」という。)の支給を受けることができる者については、国家公務員共済組合法第七十九条第七項(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。)及び地方公務員等共済組合法第八十八条の規定にかかわらず、その額が最も高い一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。この場合において、当該最も高い老齢給付の加給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。  
(二以上の被用者年金被保険者等であった期間に係る障害認定日において二以上の被用者年金を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例)

第六十六条 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の

第九章

に係る調整

がその一の期間中にある障害に係る者に附するものとし、前項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。)は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第二十条第一項、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項の規定を適用する。

ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保險者等であった期間を有するもの(前二項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。)は、当該障害認定日前の直近の被用者年金被保險者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保險者等であった期間のみを有するものとみなして、第二十条第一項、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項の規定を適用する。ただし、その者が当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあっては、その者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保險者等であった期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつて

害一時金（以下「障害手当金等」といふ。）のと、「当該年金たる給付」とあるのは「当該障害手当金等」と、「第二十条第一項、第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項」とあるのは「第二十条第三項、第三十一条第三項、第四十二条第三項又は第五十五条第三項」と、「第二項中「障害認定日において」とあるのは「第四項に規定する障害程度を認定すべき日等において」と、「当該障害認定日」とあるのは「当該障害程度を認定すべき日等」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金等」と、「第二十条第一項、第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項」とあるのは「第二十二条第三項、第三十一条第三項、第四十二条第三項又は第五十五条第三項」と、「第二項中「障害認定日において」とあるのは「次項に規定する障害程度を認定すべき日等において」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金等」と、「当該障害認定日」とあるのは「当該障害程度を認定すべき日等」と、「第二十条第一項、第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項」とあるのは「第二十条第三項、第三十一条第三項、第四十二条第三項、第五十五条第三項又は第五十五条第三項」と、「第二項中「障害手当金等」と「第二十条第三項、第三十一条第三項、第四十二条第三項又は第五十五条第三項」と読み替えるものとする。

（二）以上の被用者年金被保険者等であつた期間第三項、第四十二条第三項又は第五十五条第三項」と有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の特例

した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの（前項の規定により同一の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者がある場合における当該死亡に係る者を除く。）は、当該死亡した日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十一条、第三十一条、第四十三条又は第五十六条の規定を適用する。ただし、その者の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつては、当該死亡した者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつても、同様とする。

（遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整）

第六十八条 第十八条 第二十九条第一項、第四十一条第一項又は第五十四条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私共共済法の

被保険者等であつた期間を有するもの（当該初

も、同様とする。

4 前三項の規定は、ベルギー保険期間中に初診のある傷病による障害を有する者であつて、該障害に係る障害程度を認定すべき日又は第三十条第三項、第四十二条第三項若しくは第五十五条第三項に規定する退職の日（以下「障害程度を認定すべき日等」という。）において二以上の被用者年金被保險者等であつた期間を有するものについて準用する。この場合において、第一項中「障害認定日」とあるのは「第四項に規定する障害程度を認定すべき日等」と、「年金たる給付の」とあるのは「障害手当金又は障害手当金等」といふ。

傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの（当該死亡した日がその一の期間中にある者に限る。）は、当該の期間のみを有するものとみなして、第二十一条第二項、第三十一条第二項、第四十三条第二項又は第五十六条第二項の規定を適用する。

ベルギー保険期間中に死亡した者又はベルギー保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡する前にあつて、当該死亡する日前に

## 第六十七案 ベレギー保険期間中ご初診日がある

傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日ににおいて二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの（当該死亡した日がその一の期間中にある者に限る。）は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第二十一条第二項、第三十一条第二項、第四十三条第二項又は第五十六条第二項の規定を適用する。

2 ベルギー保険期間中に死亡した者又はベルギー保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの（前項の規定により同一の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者がある場合における当該死亡に係る者を除く。）は、当該死亡した日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十一条、第三十一条、第四十三条又は第五十六条の規定を適用する。ただし、その者の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつては、当該死亡した者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつても、同様とする。

（遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整）

第六十八条 第十八条 第二十九条第一項 第四十五条第一項又は第五十四条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の

遺族共済年金の中高齢寡婦加算（以下この項において「遺族給付の中高齢寡婦加算」という。）の支給を受けることができる者は、国家公務員共済組合法第九十三条第二項（私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する場合を含む。）及び地方公務員等共済組合法第九十九条の規定にかかるらず、その額が最も高い遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の中高齢寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。

（国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例）

第十章 雜則

2 第二十九条第一項、第四十一条第一項又は第五十四条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過的寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算（以下この項において「遺族給付の経過的寡婦加算」という。）の文給を受けることができる者は、昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第四項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項の規定にかかるらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過的寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の経過的寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。

第六十九条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会（昭和二十八年法律第二百六号）第五条第二項（同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定によるほか、ベルギー社会保障法令の規定により同種の請求を受理することができる。

二 国民年金法第一百一条第一項

三 厚生年金保険法第九十条第一項

四 厚生年金保険法第九十一条

五 厚生年金保険法附則第二十九条第六項

二 前項の場合における社会保険審査官及び社会保険審査会法第四条若しくは第三十二条第二項の規定による審査請求の期間又は同条第一項の規定による再審査請求の期間の計算については、その経由したベルギー実施機関に審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があつたものとみなす。

（ベルギー社会保障法令による申請等）

第七十条 ベルギー社会保障法令の規定により支給される老齢給付、遺族給付又は障害給付（第七十二条において「ベルギー年金」という。）の申請その他ベルギー実施機関に対する行うこととされている申請又は申告（以下この項において「ベルギー社会保障法令による申請等」という。）を行おうとする者は、当該ベルギー社会保障法令による申請その他の実施機関に対してもうとされている申請又は申告（以下この項において「ベルギー社会保障法令による申請等」という。）を行おうとする者は、当該ベルギー実施機関による申請その他の実施機関に係る文書を日本国実施機関（社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会又は共済組合等（国家公務員共済組合を除く。）に限る。）に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、

第七十一条 日本国実施機関又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会（次項において「日本側保有機関」という。）は、健康保険法、船員保險法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法、国民年金法若しくは被用者年金各法（以下この項において「日本側適用法令」という。）の被保険者若しくは被保険者であつた者、組合員若しくは組合員であつた者若しくは加入者若しくは加入者であった者又は国民年金法若しくは被用者年金各法（第七十五条において「公的年金各法」という。）による年金たる給付の受給権者に関する情報であつてこの法律、日本側適用法令その他の関係法令の実施のために自らが保有するもの（以下この項において「保有情報」という。）を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、協定第一条（d）に規定するベルギー王国の権限のある当局又はベルギー実施機関（次項において「ベルギー側保有機関」という。）に對して提供することができる。

第七十二条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、ベルギー年金の受取人とされているベルギー実施機関を經由してこととされているベルギー実施機関を經由してすることとされているベルギー実施機関に送付することができる。

二 厚生年金保険法第一百一条第一項

三 厚生年金保険法第九十条第一項

四 厚生年金保険法第九十一条

五 厚生年金保険法附則第二十九条第六項

（情報の提供等）

第七十三条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第七十四条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令・総務省令・財務省令・文部科学省令又は厚生労働省令で定める。

（政令への委任）

第七十五条 前各条に規定するものほか、公的年金各法による年金たる給付の支給要件・加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の協定及びこの法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

（施行日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する経過措置）

（国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例）

第十章 雜則

2 第二十九条第一項、第四十一条第一項又は第五十四条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過的寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算（以下この項において「遺族給付の経過的寡婦加算」という。）の文給を受けることができる者は、昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第四項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項の規定にかかるらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過的寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の経過的寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。

（戸籍の無料証明）

第七十二条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、ベルギー年金の受取人とされているベルギー実施機関に送付するものとすると、当該文書をベルギー実施機関に送付するものとする。

（情報の提供等）

第七十三条 行おうとする者は、社会保険審査官若しくは社会保険審査会、国家公務員共済組合審査会、（以下この項において「審査機関」という。）にその旨の文書を提出することができる。この場合において、当該審査機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をベルギー実施機関に送付するものとする。

（情報の提供等）

いう)において、六十五歳を超える者であつて第七条第一項の規定により老齢基礎年金を受けた権利を取得したものに対する国民年金法第十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過する日」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した」とから起算して一年を経過した」とする。

第一項の障害基礎年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第八条第一項、同法第三十条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第一項及び第二十一条の規定を参照して政令で定める受給資格要件に該当しない場合は、この限りでない。

一　国民年金法第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であること。

二　当該初診日が、ベルギー保険期間中にある者であること。

第三十三条第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の国民

施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の妻又は子に、国民年金法第三十七条の遺族基礎年金を支給する。ただし、当該国民年金の被保険者又は被保険者であった者（第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。）が第八条第二項、同法第三十七条たゞし書並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第二十条第二項及び第二十一条の規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行日までの間ににおいて国民年金法第四十条に規

(昭和六十一年四月一日以前の死亡等に係る遺族基礎年金の支給)

第六条 ベルギー保険期間及び国民年金の被保険者期間若しくは被用者年金被保険者等であつた者が昭和六十一年四月一日以前に死に死亡した場合又は大正十五年四月一日前に生まれた者であつて政令で定めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

二 施行日前において、ヘルギー保険期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項

(施行日前の障害認定日において障害の状態にあつて次の各号のいずれかに該当したもののが、当該障害認定日において、当該傷病により国民年金法第三十条第一項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料納付済期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項の規定により保険料納付済期間とみなされたものを含む。次条及び附則第五条第一項において同じ。）又は保険料免除期間を有するときは、その者に、国民年金法第三十条

4 第一項の規定による障害基礎年金の支給は施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害基礎年金の支給）

第四条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害（ベルギー保険期間及び保険料納付期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限る。）に係るこの法律及び他の法令による障害基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（施行日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に關する経過措置）

第五条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、ベルギー保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、

四 第七条第一項、国民年金法第二十六条たゞだし書及び附則第九条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

3 国民年金法第十八条の二、第十八条の三及び第三十七条の二の規定は、前項の場合について準用する。

4 第十四条の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の国民年金法第三十八条、第三十九条第一項又は第三十九条の二第一項の規定による額について準用する。

4 前三項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

第八条 旧国民年金法による障害年金（当該障害年金の受給権者に対し更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたことにより昭和六十年国民年金等改正法附則第二十六条第一項の規定が適用されるものを除く。）を受けることができる者であつて、国民年金法第三十四条第四項及び第三十六条第二項ただし書に規定するその他障害に係る初診日がベルギー保険期間中にあるものは、同法第三十四条第四項又は第三十六条第三項ただし書の規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当する者であつたものとみなす。

（施行日前の障害認定日において障害の状態にあつたものとみなす。）

第九条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、ベルギー保険期間を有する者の障害厚生年金の支給に関する経過措置

施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十二年)

四

三

1

四

四

七

一  
卷

۱۰

系

三  
四

貞  
宗



二 二 二 三 四	二十四条第一項、第三項及び第五項 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額 第二十一条第二項、第三項及び第五項
四	第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額 第二十二条第一項及び第二項
五	第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十四条
六	第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十四条第一項及び第二項
七	前各項の規定は同一の死亡を支給事由とする各項の規定は同一の死亡を支給するもの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。
八	第一項の規定による遺族厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。 (昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族厚生年金の支給)
九	第十三条ベルギー保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は同日前に発した傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者その他の政令で定める者が施行日前に死亡した場合における遺族厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 (旧厚生年金保険法による保険給付の支給要件等の特例)
十	第十四条第十八条の規定は、昭和六十一年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年

一	金保険法(以下この条及び次条において「旧厚生年金保険法」という。)による次に掲げる保険給付について準用する。 一 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定により支給する老齢年金(次項において「旧厚生年金保険法による老齢年金」といふ)とのされた旧厚生年金保険法による老齢年金(次項において「旧厚生年金保険法による老齢年金」といふ)とのされた旧厚生年金保険法による通算老齢年金
二	昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金(次項において「旧厚生年金保険法による老齢年金」といふ)とのされた旧厚生年金保険法による通算老齢年金
三	昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金(旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に掲げる額に相当する部分又は旧厚生年金保険法第四十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分又は旧厚生年金保険法第五十二条第一項及び第二項の規定については、第二十二条第一項及び第二項の規定を参考して政令で定めるところによる。
四	前項の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金(旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に掲げる額に相当する部分又は旧厚生年金保険法第四十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分又は旧厚生年金保険法第五十二条第一項及び第二項の規定については、第二十二条第一項及び第二項の規定を参考して政令で定めるところによる。
五	前項の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金(旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に掲げる額に相当する部分又は旧厚生年金保険法第四十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分又は旧厚生年金保険法第五十二条第一項及び第二項の規定については、第二十二条第一項及び第二項の規定を参考して政令で定めるところによる。

一	第十六条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がベルギー保険期間中にある者(当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く)が、当該障害認定日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国家公務員共済組合法(以下この条から附則第二十一条までにおいて「国共済法」という。)第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。
二	昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の規定による金額について、第三十三条第二項第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。
三	前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第三十三条第二項第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第三十三条第三項から第五項まで及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について準用する。
四	前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。
五	第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。 (施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の国共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置)

一	第十七条 退職の日が施行日前である者であつて、公務によらない傷病に係る初診日がベルギー保険期間中にあるもの(当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた場合を除く)は、その者の施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において国家公務員共済組合の組合員であつた場合を除く)は、その者の遺族に、国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。
二	当該死亡した日がベルギー保険期間中にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職
三	施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の国共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置
四	二 ベルギー保険期間中に初診日がある傷病に





(当該死亡した日において私学共済制度の加入者であった場合を除く)は、その者の遺族に、準用国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金の受給権を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において準用国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を參照して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

一 当該死亡した日がベルギー保険期間中にあらるとき。

二 ベルギー保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が該当初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときを除く)。

三 第五十四条第一項、準用国共済法第八十八条第一項第四号及び私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

四 準用国共済法第二条第一項第二号、第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。

5 第一項の場合において、死亡した私学共済制度の加入者であった者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が私学共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

6 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は準用国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

第五十四条第一項（第一号から第三号までを除く。）の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることがきる者であつて、準用国共済法第九十条に規定する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第五十九条第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第五十九条第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第七条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十四条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十四条第一項及び第二項

前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とす

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとす  
ては、適用しない。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給)

第三十二条 ベルギー保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における私学共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に  
関し必要な事項は、政令で定める。

(私学共済法の規定による審査請求の手続の特例に関する経過措置)

第三十三条 私学共済法の規定による処分のうち  
施行日前に行われたものに対する私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求について  
は、第六十三条の規定は、適用しない。

(旧船員保険法による老齢年金等の支給要件等の特例)

第三十四条 ベルギー保険期間及び昭和六十一年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(以下この条及び次条において「旧船員保険法」という。)による船員保険の被保険者であつた期間を有し、かつ、旧船員保険法又は昭和六十一年国民年金等改正法附則第百七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第二百五号。以下この項において「旧船員保険一部改正法」という。)による保険給付のうち次に掲げるものの支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下の項において「支給要件規定」という。)に規定する当該保険給付の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する旧船員保険法又は旧船員保険一部改正法による保険給付の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のベルギー

保険期間であつて政令で定めるものを、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）による通算対象期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による老齢年金（第三項において「旧船員保険法による老齢年金」という。）

二 昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齢年金

三 昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険一部改正法による特例老齢年金

前項の規定により支給する老齢年金（旧船員保険法第三十五条第一号に規定する額に相当する部分又は旧船員保険法第三十六条第一項の規定により加給する額に相当する部分に限る。）の額は、同号又は同条第一項の規定にかかわらず、同号の規定による額又は同項の規定による額に期間比率を乗じて得た額とする。

前項の期間比率は、旧船員保険法による老齢年金の受給権者の船員保険の被保険者であった期間であつて政令で定めるものの月数を、百八十で除して得た率とする。

第三十五条 旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの（その権利を取得した当時から引き続き旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日が



一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)に改める。

第五十一条中「地方公務員共済組合又は」を「地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は」に改める。

第七十条第一項中「又は共済組合等（国家公務員共済組合）を、「全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等（国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合）に改める。

（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十四条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「第九条」を「第十条」に改める。

附則第十条を附則第十二条とし、附則第九条の次に次の二条を加える。

（社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第十条 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十七年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イ」を「第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)」に改める。